

新上五島町 みんなでささえるプラン

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

- 第4次 新上五島町地域福祉計画
- 第4次 新上五島町地域福祉活動計画
- 第2次 新上五島町いのち支える自殺対策計画
- 第2次 新上五島町成年後見制度利用促進計画
- 第2次 新上五島町再犯防止推進計画



「障がい」の表記について

本計画では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ人の思いに配慮するとともに、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を推進するという観点から、計画書内における「障害」の表記を、一部の例外を除き、「障がい」と表記します。

「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記、又は他の用語に言い換えます。

ただし、例外として、次の場合は、「障害」の表記を用います。

◆法令等の名称や用語を用いる場合

(例) 障害者基本法、身体障害者手帳、障害福祉サービス、障害児支援

◆医学用語、学術用語等の専門用語として用いる場合

(例) 発達障害、高次脳機能障害、機能障害

みんなでささえるプランの策定にあたって

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少や、価値観・ライフスタイルの多様化に加え、コロナ禍においては、催物の中止・行動自粛などにより、人と人との顔を合わせる機会が限られ、地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

また、介護と育児の「ダブルケア問題」や「8050 問題」、「ヤングケアラー」など、人々が抱える課題は、多様化・複雑化しており、旧来の「高齢者」、「障がい者」、「子育て」といった分野別・機能別に整備された公的支援では対応が困難なケースが増加しています。



令和 3（2021）年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村において町民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

また、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」は、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。本町においても、この SDGs の視点を取り入れた総合計画を策定しており、今回策定する「みんなでささえるプラン」においても、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進してまいります。

誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、町や社会福祉協議会をはじめ、地域、福祉団体、福祉施設、ボランティア、NPO 法人等の社会資源が、地域福祉を推し進めると同時に、地域における支え合い・助け合いのしくみを構築することが大切です。

新たな「みんなでささえるプラン」は、地域福祉に携わる全ての人の「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」の推進を主眼とし、福祉に関連する個別計画と整合性及び連携を図りながら、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

本町においては、「ふれあいとやさしさが進化するまち」を福祉計画の基本理念として、人と人とのつながりを大切にし、誰もが住みやすく心のバリアのない地域社会づくりに取り組んでまいります。

今後も町民の皆さま、地域の事業者や団体の皆さまとともに、地域福祉の増進に向け様々な施策を展開してまいりますので、より一層の御支援、御協力をお願いいたします。

令和 6（2024）年 3 月

新上五島町長 石田 信明

思いやり・助け合い・支えあう 地域福祉活動計画の策定にあたって

新上五島町社会福祉協議会では、「新上五島町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活発化により地域福祉の推進を図る」を法人理念とし、基本方針を「地域住民に愛され、親しまれる社協を目指し、何事にも『福祉の心』（思いやりの気持ち 助け合いの気持ち 支えあいの気持ち）で取り組む」としてまいります。



本会の法人理念及び基本方針、並びに「誰一人取り残さない」という国際社会共通の目標も踏まえ、「だれでも参加できる町」

「みんなで仲良く生きる地域づくり」「形にこだわらない助け合い」の3つを地域福祉活動計画の基本方針として実践していきます。

さて、私たちの町では、少子高齢化の急速な進行や人口減少により多角化した多くの課題が生じています。本活動計画では、そういった課題を少しでも解決できるよう、住民参加・参画による地域福祉活動や地域への高揚と啓発を推進し、特に、相談支援体制・生活困窮者支援への整備と強化を図ってまいります。

心配ごと相談所の開設、日常生活自立支援事業、生活困窮者支援など対個人に対しての相談支援体制を継続し、新たに成年後見制度の展開、又、ボランティアセンター機能を拡充した有償ボランティアの推進など地域を巻き込んだ体制の強化を活動計画として作成しております。

この活動計画の主役はあくまでも町民皆様であり、本会は、縁の下の力持ちとして、『福祉の心』（思いやり・助け合い・支えあう気持ち）を基本方針に、この活動計画をより多くの住民皆様に知っていただくとともに、住民皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

令和6（2024）年3月

社会福祉法人 新上五島町社会福祉協議会
会長 道下 陽章

【目 次】

みんなでささえるプラン

(P 1 ~ P 5)

みんなでささえるプランの策定にあたって

- 1 含まれる5つの計画と一体的策定の意義・位置づけ
- 2 計画の期間
- 3 策定の体制
- 4 地域福祉におけるSDGs

第 I 部

(P 6 ~ P 32)

地域福祉計画

ふれあいとやさしさが
進化するまち しんかみごとう

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・ (6)

- 1 計画の法的根拠・位置づけ・目的
- 2 地域福祉と地域共生社会

第2章 町の概況・・・・・・・・・・ (8)

- 1 人口・世帯数・推移
- 2 町の社会福祉資源

第3章 基本理念と基本目標・・・・・・・・・・ (20)

- 1 基本理念
- 2 基本目標(6つの柱) しん・か・み・ご・と・う
- 3 取り組みの体系

第4章 しん・か・み・ご・と・う的取り組み・・・・・・・・ (23)

- しん 親近感のある地域づくり・人づくり
- 1) 地域を知り、地域を好きになる取り組み
 - 2) お互いを理解する取り組み
- か 環境整備の促進
- 1) 要支援者の権利擁護に向けた取り組み
 - 2) バリアフリーの促進に向けての取り組み
- み みんながつながるしくみづくり
- 1) 連携・相談体制の整備と充実
 - 2) ネットワークづくり
- ご コミュニケーションの充実
- 1) 地域活動への支援と参加の促進
 - 2) 活動拠点の確保と充実
- と ともに支えあうしくみづくり
- 1) 生活困窮者への支援に向けた取り組み
 - 2) 地域で取り組む防災・防犯対策
- う 海のように広く深い福祉の心を育む
- 1) 福祉の心を育む取り組み
 - 2) 地域福祉の担い手の確保と育成

第5章 計画の推進に向けて・・・・・・・・・・ (32)

- 1 計画推進に向けた体制
- 2 計画の点検と評価
- 3 地域福祉活動計画との連携

【目 次】

第2部

(P 33～P 40)

地域福祉活動計画

であい ふれあい ささえあい
愛があふれる しあわせ愛らんど しんかみごとう

第1章	計画の策定にあたって	(33)
1	法的根拠・位置づけ・目的	
2	基本方針	
第2章	基本理念と基本目標	(34)
1	基本理念	
2	基本目標	
第3章	計画の展開	(35)
1	住民意識の高揚と啓発	
2	住民参加・参画による地域福祉活動の推進	
3	包括的支援活動の推進	
4	要援護者・支援者への援助推進	
5	社会福祉協議会の機能強化	
第4章	計画の推進	(40)

第3部

(P 41～P 61)

いのち支える自殺対策計画

ふれあいとやさしさで生きる力が
深化するまち しんかみごとう

第1章	計画の策定にあたって	(41)
1	計画の背景と目的	
2	計画の位置づけ	
第2章	町の現状と課題	(43)
1	国・県の状況	
2	町の状況	
3	こころの健康に関するデータ	
4	優先すべき対象	
第3章	自殺対策における取り組み	(51)
1	基本理念	
2	基本目標	
3	自殺対策に対する取り組み	
第4章	自殺対策の推進体制等	(60)



【目 次】

第4部

(P 62～P 72)

成年後見制度利用促進計画

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・	(62)
1	計画策定の背景と目的・位置づけ	
2	国の第二期計画の概要	
第2章	成年後見制度をとりまく状況・・・・・・・・	(63)
1	全国の状況	
2	町の状況	
第3章	基本方針と基本目標・・・・・・・・・・	(67)
1	基本方針	
2	基本目標	
3	取り組みの全体像	
4	施策の展開	
第4章	計画の推進と見直し・・・・・・・・・・	(72)
1	計画の推進のために	
2	計画の点検・評価	

第5部

(P 73～P 79)

再犯防止推進計画

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・	(73)
1	法的根拠・位置づけ・目的	
2	基本方針	
第2章	計画の取り組み・・・・・・・・・・	(75)
1	就労・住居の確保等	
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
3	学校等と連携した修学支援の実施等	
4	民間協力者の活動の促進等	
5	地域による包摂の推進	
第3章	計画の推進について・・・・・・・・・・	(79)
1	関係機関・団体との連携強化	
2	庁内関係部署との連携	



みんなでささえるプラン 策定にあたって

I 含まれる5つの計画と一体的策定の意義・位置づけ

みんなでささえるプランは「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」「自殺対策計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」の5つの計画を包括しています。

5つの計画を一体的に作成することで、地域福祉に携わる町や社会福祉協議会、地域住民や各種団体等のそれぞれの役割が明確となり、共通の理念や目標のもとで、より効率的な活動が可能となります。

(1) 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、各種施策を展開する上で共通基盤となる地域づくりを進めていくとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるための取り組みを、保健・福祉分野以外の部門計画等とも連携・整合を図りながら、地域共生社会の実現に向けた施策を地域と行政が協働で進めていくための計画です。

(2) 地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域の課題や問題解決への取り組みを行い地域の福祉につなげていく民間の活動・行動計画です。これまでも、住民主体を大切にしてきた社会福祉協議会が、民間組織としての先駆性や即応性、柔軟性を生かしながら、住民の自主的・自発的な福祉活動を推進しています。

(3) 自殺対策計画とは

「自殺対策計画」は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す取り組みを推進するための計画です。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」として捉え、そのための自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連機関との幅広い連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施します。

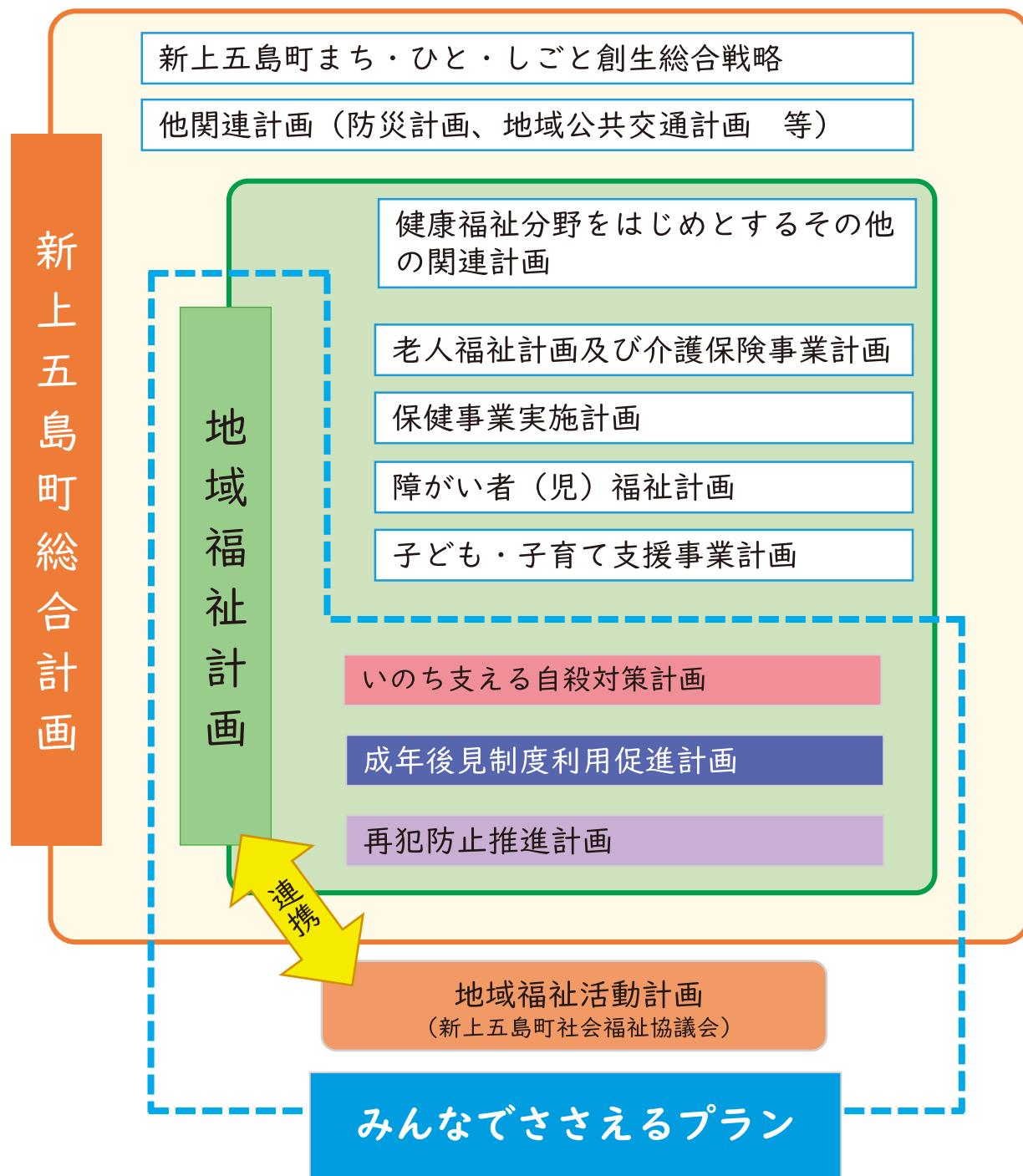
(4) 成年後見制度利用促進計画とは

「成年後見制度利用促進計画」は、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、国の『第二期成年後見制度利用促進基本計画』の内容を踏まえて、関連する施策を総合的・計画的に推進するため権利擁護支援等について、町が取り組むべき内容を定めた計画です。

(5) 再犯防止推進計画とは

犯罪をした人たちの中には、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在しています。「再犯防止推進計画」は、そのような方々が円滑に社会復帰ができるよう刑事司法手続から離れた後も、地域の力で立ち直りを継続的に支援し、誰一人として孤立することのない明るい地域社会の実現を目指し、再犯防止に関する施策を取りまとめた計画です。

計画の位置づけ



みんなでささえるプラン

地域福祉計画

地域福祉活動計画

自殺対策計画

利成年促進見計画度

再犯防止推進計画

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 年間とします。
ただし、社会情勢の変化や他の計画との整合性の関係から、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度
みんなでささえるプラン					第2次 みんなでささえるプラン				
第3次 地域福祉計画					第4次 地域福祉計画				
第3次 地域福祉活動計画					第4次 地域福祉活動計画				
第1次 自殺対策計画					第2次 いのち支える自殺対策計画				
第1次 成年後見制度利用促進計画					第2次 成年後見制度利用促進計画				
				第1次 再犯防止推進計画	第2次 再犯防止推進計画				

3 策定の体制

本計画の策定においては、町の地域福祉に関連した活動に従事する住民、事業所及び関係機関、行政の代表等から構成される「地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を重ね策定しました。

地域福祉活動計画は、町社会福祉協議会において今後の取り組みについて検討し、策定しました。

また、本計画案に対し、広く住民の意見を聴取することを目的として、令和 6 年 1 月 4 日から令和 6 年 1 月 24 日の期間でパブリックコメント（意見公募）を実施しました。

国は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダの中核をなすSDGs（持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals）」を掲げ、よりよい社会を目指すために各分野における取り組みを推進しています。

本計画の上位計画である「新上五島町総合計画」においても、本町の政策とSDGsとの関係性を示しています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標に向けた取り組みは、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを推進していくことにもつながります。



SDGsが掲げる17の目標のうち地域福祉と特に関係が深い取り組みはカラーで示しています。



福祉問題の複合化

これまでの福祉は、支援を要する対象者に応じ、縦割りの形で対応できていたのに対し、現在では課題が複合化し、従来の形では対応困難なケースが多くみられます。そのため、個別ではなく包括的に対応できる柔軟な支援が求められています。

・「8050（はちまる・ごうまる）問題」

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことをいいます。

子どもが自立した生活を送れないため、80代の親の年金を頼りに生活しているケースが多く、困窮した生活を送っている方が少なくありません。



・「ヤングケアラー」

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがあります。



・「ダブルケア」

近年、晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に抱えている状態。

少子化と高齢化が同時進行する超少子高齢社会の我が国において、ダブルケアは今後大きな社会問題になると考えられています。



・「アウトリーチ」

必要な助けが届いていない、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、行政や支援機関などが訪問支援等で、積極的に働きかけて必要な情報・支援を届ける手順や方法を指します。





地域福祉計画

第4次（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

～ふれあいとやさしさが 進化するまち しんかみごとう～

第1章 計画の策定にあたって

I 計画の法的根拠・位置づけ・目的

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

「つばき香り 豊かな海と歴史文化を育む 自立するしま」を目指す将来像とした「新上五島町総合計画」における政策実現のための部門計画に位置づけると共に、福祉保健分野の総括的な上位計画としても位置づけています。具体的な取り組みは障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等のそれぞれの部門計画において施策を展開し、各計画との整合性を図るとともに、地域の助けあいによる福祉（地域福祉）を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」（地域共生社会）を目指すための「理念」と「仕組み」をつくることを目的としています。

○社会福祉法 ※抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

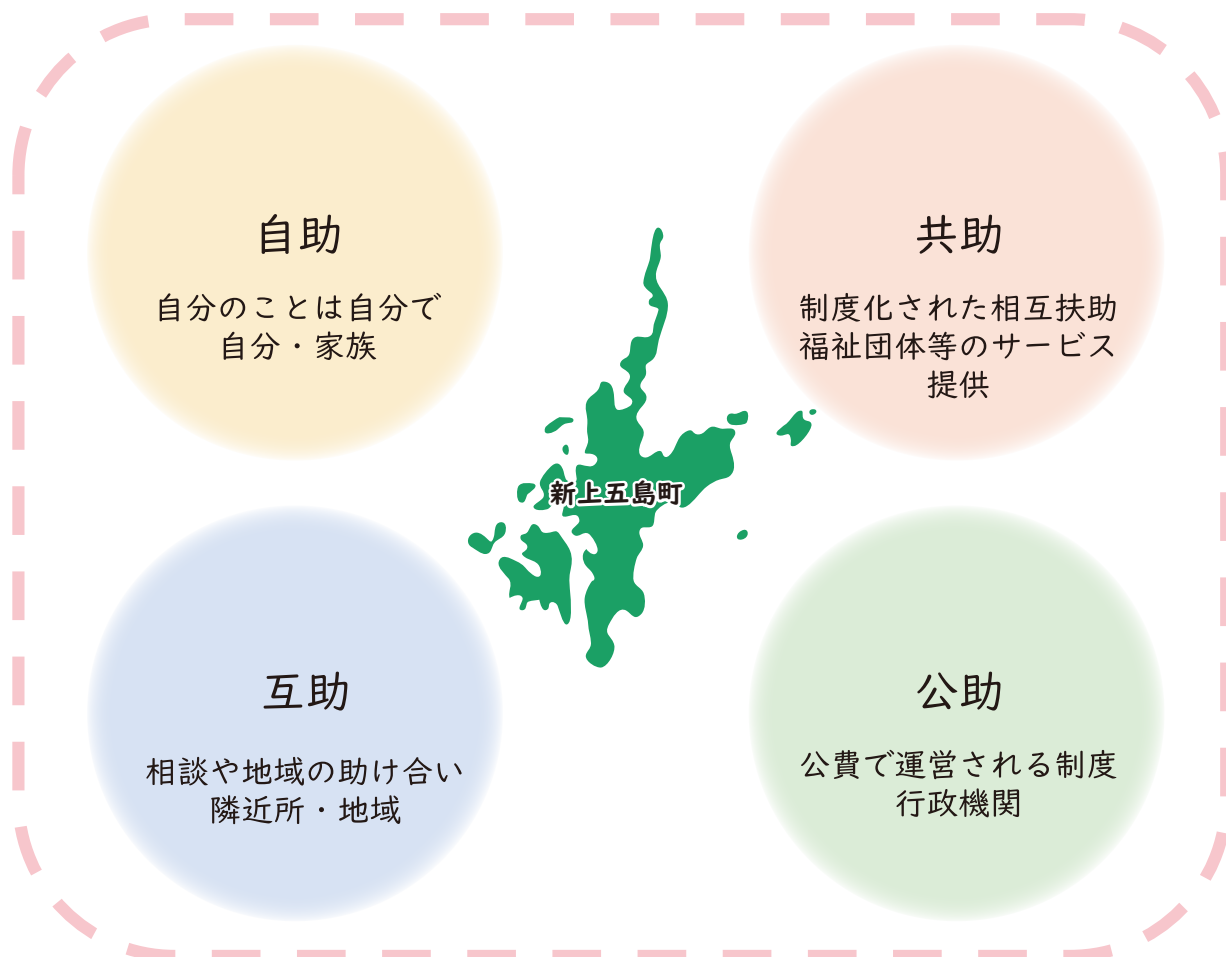
2

地域福祉と地域共生社会

地域福祉とは、年齢や障がいのあるなしなどに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、様々な生活課題に対して、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組む「ともに支え合う地域社会づくり」の考え方を指します。

地域福祉を推進するには、公的な制度・サービス【公助】だけではなく、自らの活動【自助】のほか、福祉団体やNPO、ボランティア活動のような「官」と「民」を繋ぐような支え合い【共助】、隣近所や地域住民がお互いに助け合う【互助】、制度、分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』を実現することが重要です。

誰もが安心して暮らせる地域



安心して暮らすための連携（イメージ）

第2章 町の概況

I 人口・世帯数・推移

(1) 人口の推移

本町の人口は、毎年減少の一途をたどっており、総人口は2020年国勢調査ベース（令和2年10月時点）で17,503人であり、平成27(2015)年と比較して約12%減少しています。

「新上五島町人口ビジョン」によると、将来的にも人口減少と少子高齢化が進行する予測となっており、これまで増加傾向にあった高齢者人口も令和2(2020)年からは減少に転じ、年齢構成3区分すべての人口の減少が加速するため、令和22(2040)年代以降、1万人に満たない状況が見込まれています。

人口問題は、経済、福祉、地域コミュニティなど社会全般にわたって影響を及ぼすものであるため、人口減少の抑制が本町の最重要課題となっています。

町の総人口及び年齢3区分人口比率及び高齢化率

		平成 27 (2015)年	令和 2 (2020)年	令和 7 (2025)年	令和 12 (2030)年	令和 17 (2035)年	令和 22 (2040)年	令和 27 (2045)年
総人口		19,718人	17,503人	15,017人	12,965人	11,083人	9,323人	7,685人
年齢構成	年少人口 (0～14歳)	2,053人	1,573人	1,176人	898人	682人	515人	385人
	生産年齢人口 (15～64歳)	10,231人	8,452人	6,561人	5,212人	4,113人	3,171人	2,440人
	老年人口 (65歳以上)	7,434人	7,478人	7,280人	6,855人	6,288人	5,637人	4,860人
高齢化率	新上五島町	37.7%	42.7%	48.5%	52.9%	56.7%	60.5%	63.2%
	長崎県	29.6%	33.0%	35.2%	36.6%	37.8%	39.6%	40.6%
	全国	26.6%	28.6%	30.3%	31.6%	33.4%	36.3%	38.0%

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」

※平成27(2015)年・令和2(2020)年は国勢調査、令和7(2025)年以降は推計値

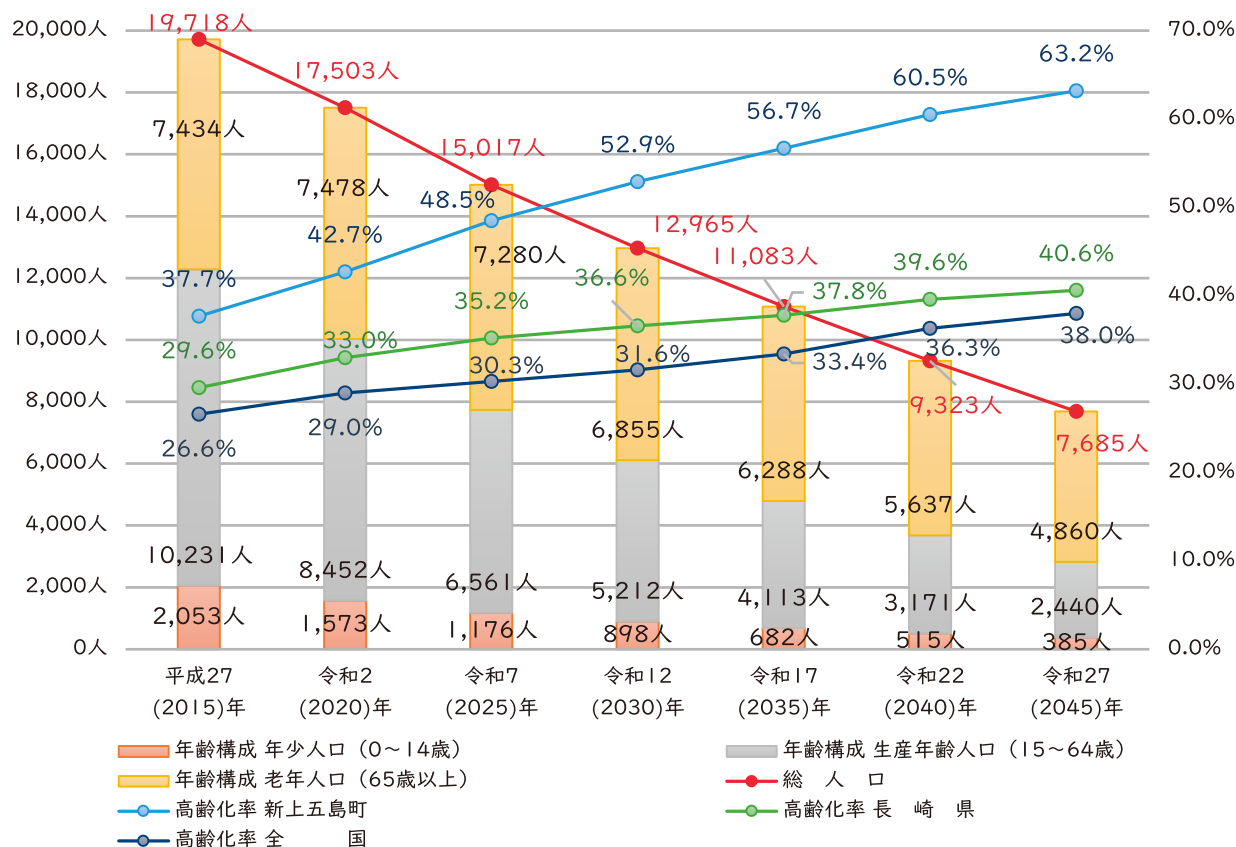
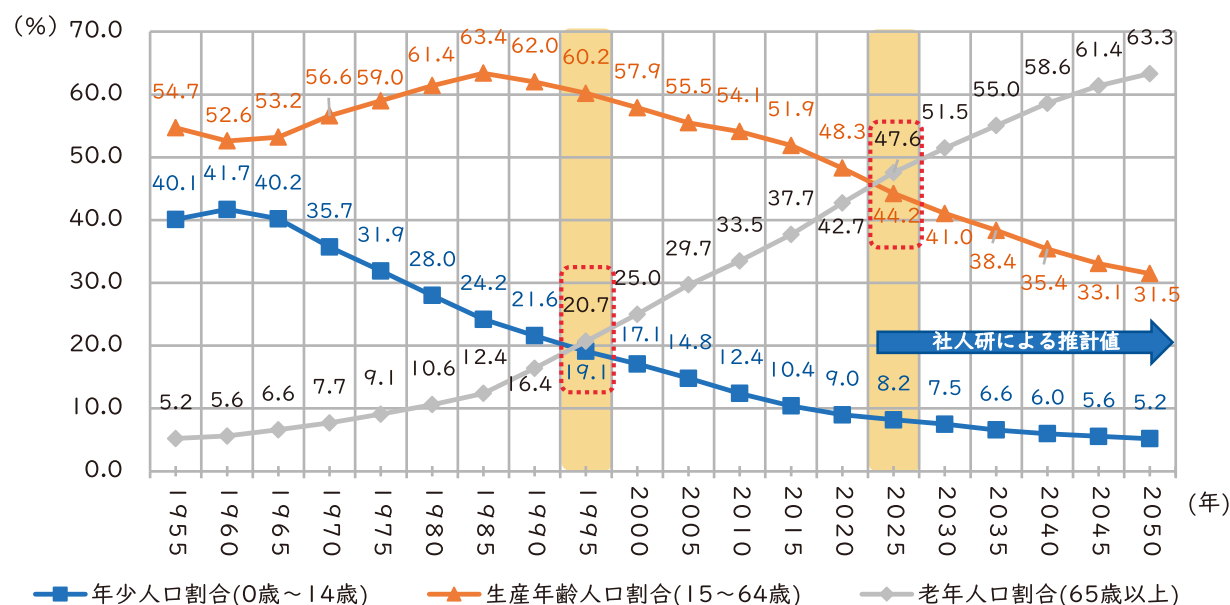


図 総人口及び年齢3区分人口比率及び高齢化率の推移

で囲んである部分は、人口の割合が交差する年で、年少人口と高齢人口の割合は平成7(1995)年頃既に逆転しており、生産年齢人口と高齢人口の割合は令和7(2025)年には逆転する見込みです。



※2020年までは国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値より作成

図 町の年齢3区分の人口の割合の推移

(2) 世帯数の推移

総世帯数は年々減少しているものの、人口の減少に比べるとその速度は緩やかになっています。その要因として、核家族化が進んでいることや一人暮らしが増えたことにより、一世帯あたりの人員が減少していることが考えられます

町の総世帯数及び世帯構成人数

	昭和 60 (1985)年	平成 2 (1990)年	平成 7 (1995)年	平成 12 (2000)年	平成 17 (2005)年	平成 22 (2010)年	平成 27 (2015)年	令和 2 (2020)年
総人口	36,005 人	32,123 人	29,845 人	27,559 人	25,039 人	22,074 人	19,718 人	17,503 人
総世帯数	12,074 ^{世帯}	11,327 ^{世帯}	11,151 ^{世帯}	10,798 ^{世帯}	10,300 ^{世帯}	9,620 ^{世帯}	8,996 ^{世帯}	8,397 ^{世帯}
世帯人員	3.0 人	2.8 人	2.7 人	2.6 人	2.4 人	2.3 人	2.2 人	2.0 人

(資料) 各年国勢調査

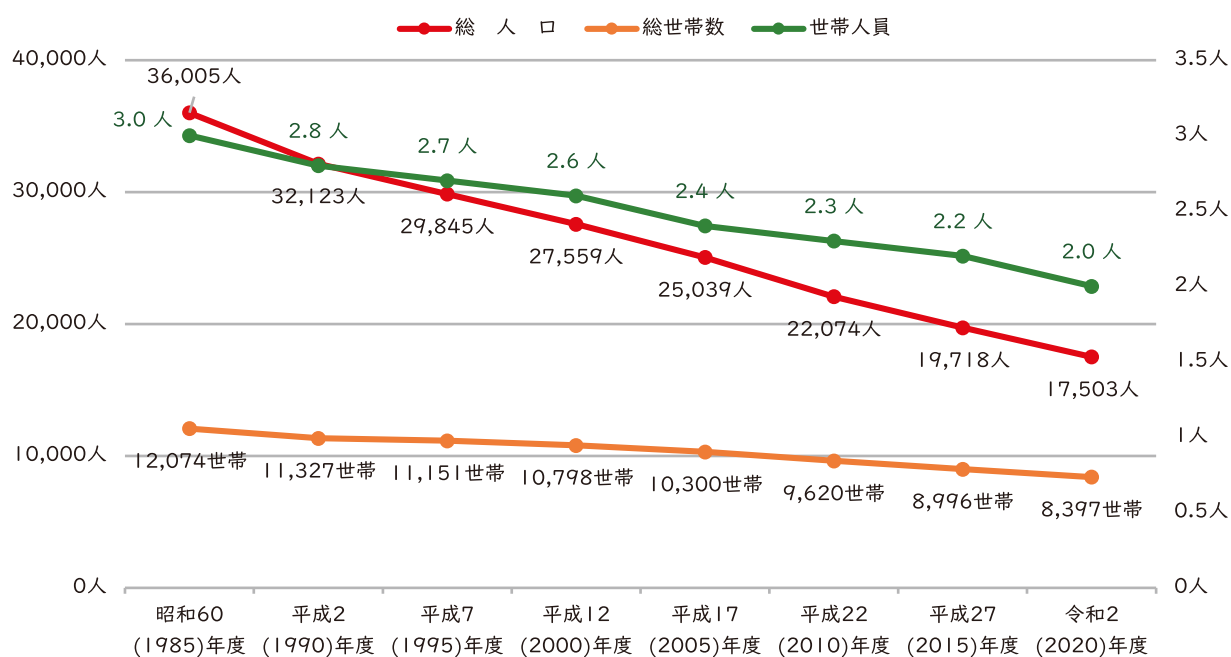


図 総世帯数及び世帯構成人数の推移

(3) 介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、高齢化の進行と人口減少の影響により、減少しています。

軽度層（要支援1・2、要介護1）は減少していますが、重度層（要介護2～5）については、増加しています。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
平成29 (2017)年度	212人 13.1%	172人 10.6%	372人 23.0%	275人 17.0%	275人 17.0%	178人 11.0%	136人 8.4%	1,620人
平成30 (2018)年度	202人 12.8%	188人 11.9%	345人 21.9%	267人 16.9%	269人 17.0%	174人 11.0%	133人 8.4%	1,578人
令和元 (2019)年度	207人 13.0%	175人 11.0%	309人 19.4%	307人 19.3%	237人 14.9%	226人 14.2%	129人 8.1%	1,590人
令和2 (2020)年度	190人 12.1%	149人 9.5%	328人 20.9%	298人 19.0%	280人 17.9%	200人 12.8%	121人 7.7%	1,566人
令和3 (2021)年度	175人 11.5%	151人 9.9%	328人 21.5%	309人 20.2%	247人 16.2%	203人 13.3%	114人 7.5%	1,527人
令和4 (2022)年度	165人 10.8%	151人 9.9%	339人 22.2%	293人 19.2%	256人 16.8%	210人 13.8%	113人 7.4%	1,527人

※数値は各年度末の介護保険認定者数、各年度末（3月31日現在）

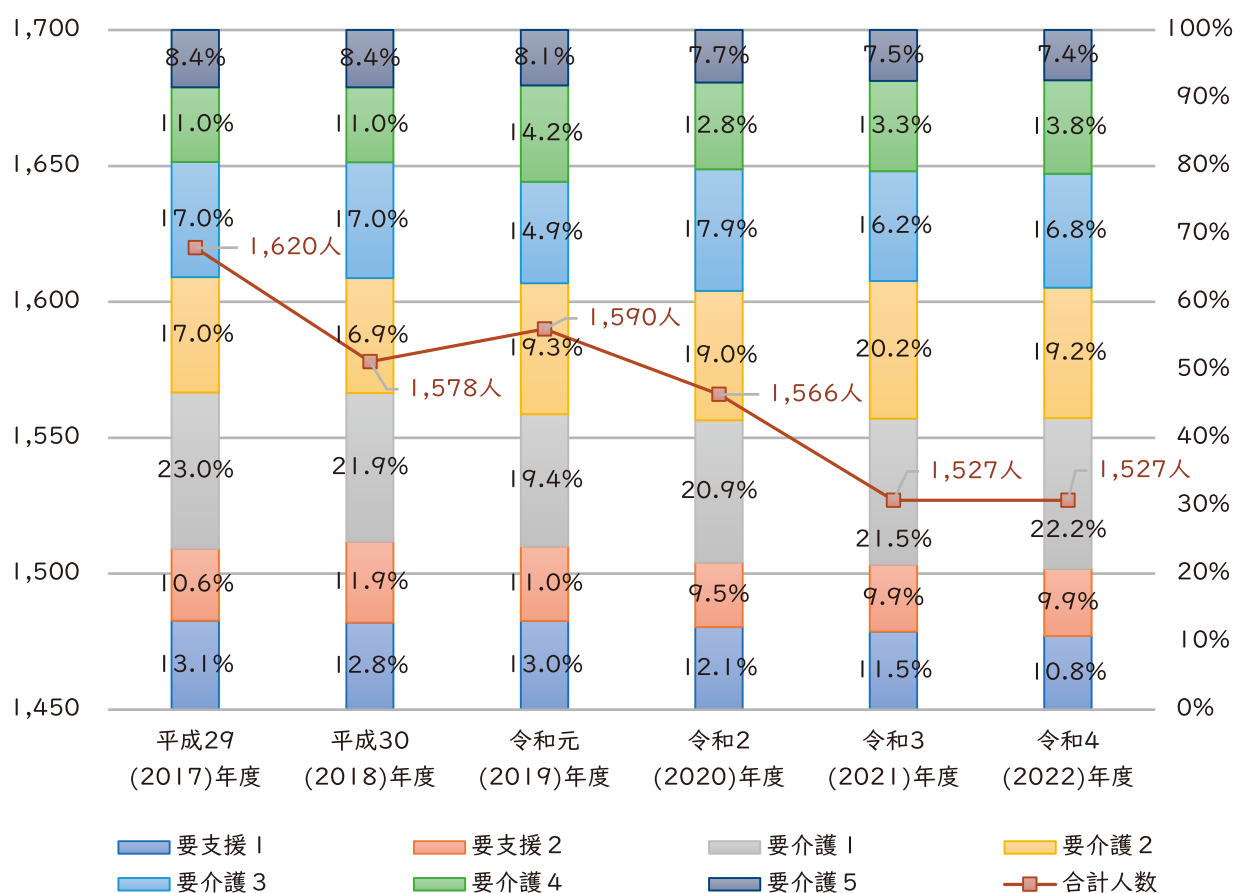


図 介護認定者数の推移

(4) 障がい者数の推移

身体障害者手帳所持者については、減少の傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者については増加の傾向にあります。療育手帳所持者及び特定疾患医療（指定難病医療）受給者証所持者については過去 5 年においては横ばいの傾向にあります。

（上段：手帳・受給者証所持者数・下段：全人口に占める割合）

	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度
身体障害者手帳所持者	1,276 人 6.73%	1,237 人 6.65%	1,183 人 6.50%	1,122 人 6.33%	1,074 人 6.20%
療育手帳所持者	381 人 2.01%	358 人 1.93%	344 人 1.89%	344 人 1.94%	344 人 1.99%
精神障害者保健福祉手帳所持者	169 人 0.89%	178 人 0.96%	184 人 1.01%	188 人 1.06%	193 人 1.11%
自立支援医療（精神通院医療） 受給者証所持者	268 人 1.41%	268 人 1.44%	285 人 1.57%	291 人 1.64%	295 人 1.70%
特定疾患医療（指定難病医療） 受給者証所持者	178 人 0.94%	168 人 0.90%	174 人 0.96%	184 人 1.04%	174 人 1.00%

※数値は、各年度末（3月31日現在）

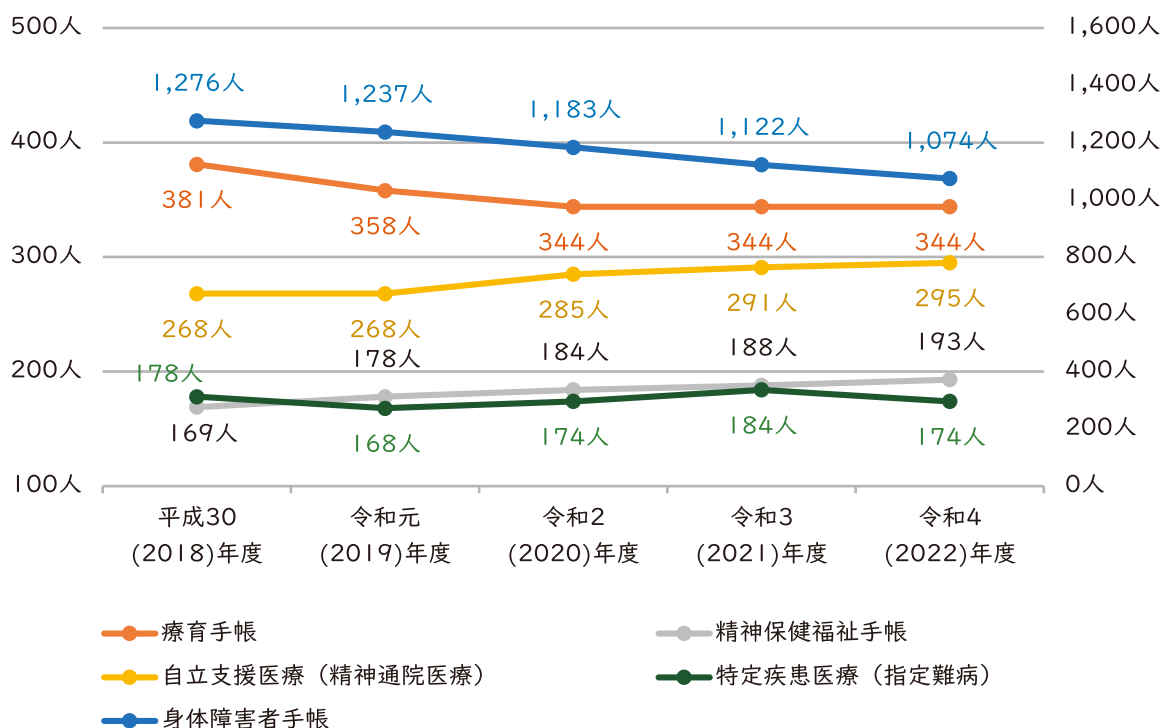


図 障がい者数の推移

新上五島町社会福祉協議会

新上五島町社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。（以下、本計画では「社協」という。）

〈重点事業〉	社協の基盤強化と機能強化
	在宅福祉サービスの積極的な事業推進
	ボランティア活動と福祉教育の推進
	介護保険制度の事業推進
	障害者自立支援法に対応した事業の推進
	福祉人材の育成

豊かで潤いのある生活を送れる福祉社会の実現のために、個人と地域、関係機関、関係団体との連携を一層強化し、事業を推進していきます。

〈主な事業内容〉	「社協だより」の発行（全世帯配布）
	ボランティアセンター事業 ・ ボランティア保険の加入促進・有償ボランティア事業さぼする ・ ボランティアの登録・斡旋・派遣等
	福祉教育 ・ 福祉教育・ボランティア協力校の指定・体験学習の開催等
	各種募金活動への協力 ・ 共同募金運動・日本赤十字社社資募集・24時間テレビチャリティ
	心配ごと相談事業
	地域福祉事業 ・ 高齢者の集い・ワークキャンプ・あんしん介護講座・こどもサミット ・ もちつき交流会・フードバンク・災害ボランティアセンター設置訓練 ・ 地域ひろば・カフェ等
	介護保険事業 ・ 居宅介護支援・訪問介護・通所介護・認知症対応型共同生活介護 ・ 福祉用具貸与・福祉輸送
	障害者総合支援法に対応した事業 ・ 居宅介護・移動支援・日中一時支援・相談支援
	町受託事業 ・ 生活支援コーディネーター業務・介護予防ポイント事業 ・ 配食サービス・人工透析患者送迎サービス
	県受託事業 ・ 生活困窮者就労準備支援・子どもの学習・生活支援・日常生活自立支援
	福祉資金貸付事業 ・ 生活福祉資金貸付（県）・福祉資金貸付（町）
	福祉団体支援・事務局運営・事業企画（生きがい活動・障がい者スポーツ等）
	福祉センター等の管理運営 ・ 有川地域福祉センター「ふれあい」・奈良尾地域福祉センター「しおさい」 ・ 新魚目高齢者生活福祉センター「やすらぎの里」・新上五島町友愛センター

ボランティア団体

本町には様々な分野で活動しているボランティア団体があります。

所在地 地区	団 体 名	主 な 活 動 内 容
若松	みちしお会	各種イベントの手伝い
	若松ふるさと塾	地域活性化・こいのぼり揚げ・無人島体験
	築地友香会	小学生への手工芸、料理講習
上五島	アイサポートの会	視覚障害者のための町広報紙閲覧サポート
	子どもたちは島の宝ネットワーク	子どもへの読み聞かせ、平和学習、児童劇団
	おはなし五つ星	絵本の読み聞かせ
	椿太郎とやせガラスの会	地域活性化福祉活動。地域清掃活動
	発達障害児を支える会	発達障害児の支援、相談
	くじられんごう	海岸清掃活動
新魚目	すすきグループ	地域清掃活動。施設納涼祭、文化祭、手伝い
	番岳グループ	地域清掃活動。施設納涼祭、文化祭、手伝い
	ひまわりグループ	地域清掃活動。施設納涼祭、文化祭、手伝い
	しんうおのめウインドアンサンブル響	音楽を通して、ふれあいボランティア活動
	北魚目の風	地域の清掃活動及び地域行事への参加協力
	うらくわお互いさま隊「えにし」	浦桑地区を対象に有償ボランティアを実施
	つどいの広場	浦桑地区の居場所づくり
	ちょびっと乙女会	小串公民館において、高齢者の居場所づくり
有川	有川羽差太鼓保存会	五島有川羽差太鼓の演奏
	有川鯨唄保存会	鯨唄の伝統芸能
	真琴会	各福祉施設へ慰問し、大正琴演奏
	藤美会	各福祉施設へ慰問し、舞踊
	有川三味線クラブ	各福祉施設へ慰問し、三味線演奏
	芳朝栄会	各福祉施設へ慰問し、舞踊
	精神保健福祉ボランティア「なぎさ」	地域活動所「いろえんぴつの家」各種行事の手伝い
	上五島みんなで歌う会	音楽を通して、ふれあいボランティア活動
	有川ボランティアグループ「まごの手」	各種福祉施設行事スタッフのボランティア
	劇団「海童」	地域活性、演劇公演
	森林ボランティア	景観維持整備、蛤浜周りの遊歩道整備
	蛤会	蛤浜清掃・蛤浜付近草刈り・その他
奈良尾	奈良尾婦人会	各種福祉施設行事スタッフのボランティア
	福見婦人会	食事サービス、健全育成、福祉
	岩瀬浦婦人会	食事サービス、健全育成、福祉、環境
	奈良尾生活改善グループ	地域活動・行事参加
	ボランティアグループ「ぱる」	絵本・読み聞かせ
	元気ださん会 奈良尾	地域行事活動参加
	マリア会	食事サービス、福祉

NPO（特定非営利活動法人）

本町には、子どもの健全育成、福祉、保健、まちづくり等様々な分野で活動しているNPO（特定非営利活動法人）があります。

団 体 名	連絡先	活 動 内 容
NPO 有川ほたる会	42-3339	保健、医療、福祉
NPO つばきネット	42-1881	まちづくり、情報、経済活動
NPO いろえんぴつの家	42-3177	保健、医療、福祉
NPO オハナ	42-2860	医療、介護、福祉
NPO ひだまり会	54-2076	保健、医療、福祉
NPO あたたかい心	42-5571	保健、医療、福祉
NPO 村づくり会議	42-3427	保健、医療、福祉、まちづくり
NPO たすけあい上五島	-	保健、医療、福祉、まちづくり、子どもの健全育成、経済活動の活性化
NPO 五島人	-	まちづくり、観光、農山漁村・中山間地域、学術・文化・芸術・スポーツ、環境の保全、子どもの健全育成、情報化社会、経済活動の活性化
NPO スマートアイランド	-	観光、情報化社会、経済活動の活性化

児童福祉施設

種類	名称（定員）・事業内容等	連絡先
保育所	認定こども園若松保育所（40） 子育て支援室あり	46-2136
	青方保育所（60）	52-2169
	奈摩保育所（40）	52-8026
	有川保育所（40）	42-2073
	白菊保育園（50） 一時保育（可）	54-1074
	つばみ幼児園（50） 一時保育（可）	42-0080
	歓喜園（60）	42-0109
	福見保育園（20） 一時保育（可）	45-3062
児童館	浜ノ浦児童館	52-2195
	新魚目児童館 子育て支援室あり	55-2220
	奈良尾児童館	44-1539
地域子育て支援拠点施設	青方子育て支援センター	52-2890
	有川子育て支援センター	42-3855
子育て援助活動支援	ファミリーサポートセンター	53-1133
子育て短期支援	希望の灯学園 （利用申請窓口は役場）	53-1133
児童発達支援	こども発達センターあおとり（10）	52-2293
民間学童保育	浦桑たけのこクラブ	54-2347
	有川こどもクラブ	42-0516
	スマイルkids	43-1188
児童養護施設	希望の灯学園	42-0204
放課後等デイサービス	こども発達センターあおとり（10）	52-2293
	こども発達支援やまびこ学苑上五島校（10）	42-5003

障害福祉施設

※○のついた事業を提供。数字は定員

事業所名	連絡先	障害福祉サービス											地域生活支援事業				
		計画相談支援事業	居宅介護事業	短期入所事業	生活介護事業	施設入所支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業	就労移行支援事業	共同生活援助事業	地域移行支援事業	地域定着支援事業	相談支援事業	地域活動支援センター	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴事業
(福) 新上五島町社会福祉協議会 有川障害相談支援事業所	42-1359	○											○				
(福) 新上五島町社会福祉協議会 上五島障害居宅介護事業所	52-2593		○												○		
(福) 新上五島町社会福祉協議会 若松障害居宅介護事業所	43-5530		○												○		
(福) 新上五島町社会福祉協議会 有川障害居宅介護事業所	42-1359		○												○		
(福) ガイアの杜 新上五島在宅ケアセンター 障害者居宅介護事業所	43-1188		○												○		
(株) 新上五島在宅ケアセンター 訪問入浴介護事業所 すまいるはあと	43-1188																○
(福) 清和会 清和園	45-3236			○ 6	○ 50	○ 50		○ 10									
(福) 清和会 新上五島相談支援事業所	45-3236	○									○	○	○				
(福) 清和会 清和園 グループホームさざなみ	45-2755									○ 12							
(福) 友星会 ワークプラザ上五島	54-2022				○ 20			○ 30									
(福) 友星会 ワークプラザ上五島白魚分場	44-0505																
(福) 友星会 ワークハウス上五島1号棟	42-5070			○ 2						○ 10							
(福) 友星会 ワークハウス上五島2号棟	42-5252									○ 10							
(福) 友星会 ワークハウス上五島3号棟	42-5252									○ 10							
NPO あたたかい心 JOPP 上五島	42-5571								○ 12							○	
NPO あたたかい心 A型 JOPP	42-5322						○ 10									○	
NPO あたたかい心 B型 JOPP	42-5322							○ 10									
NPO あたたかい心 グループホームほっと家あいこ	42-5170									○ 5							
NPO あたたかい心 グループホームほっと家うらくわ	53-6730			○ 2						○ 5						○	
NPO あたたかい心 グループホームほっと家まるお	54-1545									○ 4							
(福) 新上五島町社会福祉協議会 有川障害デイサービスセンター	42-1359															○ 11	
NPO いろえんぴつの家 いろえんぴつの家	42-3177												○ 20				
NPO ひだまり会 ひだまり作業所	54-2076												○ 11				
NPO 有川ほたる会 ほたる作業所	42-3339												○ 10				

介護・老人福祉施設

※○のついた事業を提供。数字は定員

事業所名	連絡先	介護保険サービス											介護保険外					
		訪問介護事業	訪問入浴介護事業	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	短期入所療養介護	短期入所生活介護	認知症対応共同生活介護	通所リハビリテーション	通所介護事業	地域密着型通所介護	小規模多機能型介護	認知症対応型通所介護	居宅介護支援事業	高齢者生活福祉センター	養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム
(福)新上五島町社会福祉協議会 若松訪問介護事業所	43-5530	○																
(福)新上五島町社会福祉協議会 上五島訪問介護事業所	52-2593	○																
(福)新上五島町社会福祉協議会 有川訪問介護事業所	42-1359	○																
(福)新上五島町社会福祉協議会 新上五島訪問介護事業所	43-1188	○																
(福)清和会 訪問介護事業所 朝海荘	44-0270	○																
NPO オハナ 訪問介護ステーション オハナ	42-2860	○																
(株)新上五島在宅ケアセンター 訪問入浴介護事業所 すまいるはあと	43-1188		○															
(福)敬真会 特別養護老人ホーム わかまつ	46-3533			○ 30			○ 10				○ 18							
(福)医仁福祉会 特別養護老人ホーム 芳寿荘	52-2501			○ 55			○ 3			○ 20			○					
(福)秀峯会 特別養護老人ホーム つばきの里	54-2411			○ 30			○ 10				○ 19							
(福)秀峯会 特別養護老人ホーム つつじが丘	42-0705			○ 50			○ 2			○ 25			○					
(福)清和会 特別養護老人ホーム 福見の園	45-2700			○ 30			○ 10											
(福)秀峯会 老人保健施設 つくしの里	53-0007				○ 80	○	○ 4		○ 40									
(福)青山会 老人保健施設 グリーンヒルかみごとう	43-6767				○ 80	○	○ 38		○ 35				○					
(福)新上五島町社会福祉協議会 グループホーム さくら	52-2597							○ 18										
有限会社 あやめの里 グループホームあやめの里	42-2776							○ 18				○ 6						
(福)長崎友愛会 ゆうあいホーム今里	52-2222							○ 18										
(福)ガイアの杜 グループホーム あいりん	52-4580							○ 18										
(福)新上五島町社会福祉協議会 北魚目デイサービスセンター	55-2607										○ 18							
(福)新上五島町社会福祉協議会 デイサービスセンター上五島	52-2593								○ 40									
(福)新上五島町社会福祉協議会 有川デイサービスセンター ふれあい	42-1359										○ 18							
(福)新上五島町社会福祉協議会 奈良尾デイサービスセンター しおさい	44-1015								○ 25									
(福)ガイアの杜 新上五島デイサービスセンター	43-1188								○ 40									

事業所名	連絡先	介護保険サービス											介護保険外					
		訪問介護事業	訪問入浴介護事業	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	短期入所療養介護	短期入所生活介護	認知症対応共同生活介護	通所リハビリテーション	通所介護事業	地域密着型通所介護	小規模多機能型介護	認知症対応型通所介護	居宅介護支援事業	高齢者生活福祉センター	養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム
(株)新上五島在宅ケアセンター デイサービスセンターNagomi	43-1197										○17							
地域密着型通所介護 ひろんた村居間	42-0363										○8							
デイサービスえんち	42-2860										○10							
(株)新上五島在宅ケアセンター デイサービスセンター たかのしの杜	42-5133								○50									
(福)長崎友愛会 小規模多機能ホーム ゆめの郷	52-2222										○25							
(株)新上五島在宅ケアセンター 小規模多機能ホーム さんくす	46-2311										○29							
(株)KANRO 小規模多機能ホーム かんろ	44-0460										○25							
(福)新上五島町社会福祉協議会 新魚目高齢者生活福祉センター やすらぎの里	52-2222													○20				
(福)清和会 養護老人ホーム 朝海荘	44-0270															○50		
(福)青山会 特定施設入居者生活介護事業所 グリーンケアかみごとう	54-2700																○20	
(株)新上五島在宅ケアセンター 住宅型有料老人ホーム 陽だまりの家新館	43-1197																	○11
NPO 村づくり会議 通所介護併設有料老人ホーム ひろんた村母屋	42-0363																	○6
(福)敬真会 居宅介護支事業所 特別養護老人ホームわかまつ	46-3039												○					
(福)新上五島町社会福祉協議会 若松居宅介護支援事業所	43-5530												○					
(福)新上五島町社会福祉協議会 上五島居宅介護支援事業所	52-2593												○					
(株)新上五島在宅ケアセンター 新上五島居宅介護支援事業所	43-1188												○					
(福)新上五島町社会福祉協議会 新魚目居宅介護支援事業所	55-2607												○					
(福)秀峯会 居宅介護支援事業所つばきの里	54-2411												○					
(福)新上五島町社会福祉協議会 有川居宅介護支援事業所	42-1359												○					
(福)秀峯会 居宅介護支援事業所つくしの里	53-0007												○					
(福)新上五島町社会福祉協議会 奈良尾居宅介護支援事業所	44-1015												○					
(株)KANRO 居宅介護支援事業所 甘露	44-0460												○					

医療機関

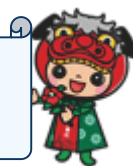
施設の種類	名 称	連絡先
病院	長崎県上五島病院	52-3000
診療所	長崎県上五島病院附属診療所 有川医療センター	42-0320
	長崎県上五島病院附属診療所 奈良尾医療センター	44-1010
	新上五島町若松国民健康保険診療所	46-3315
	新上五島町立日島へき地診療所	46-3235
	新上五島町新魚目国民健康保険診療所	55-3161
	新上五島町国民健康保険榎津診療所	54-1368
	新上五島町立仲知へき地診療所	55-8333
	新上五島町立津和崎へき地診療所	55-8471
	新上五島町立奈摩診療所	52-8185
	新上五島町立崎浦地区へき地診療所	42-8228
	新上五島町立東神ノ浦へき地診療所	42-0325
	新上五島町立岩瀬浦診療所	45-3054
	新上五島町立太田診療所	42-0980
歯科診療所	新上五島町立若松歯科診療所	46-2532
	奈良尾歯科診療所	44-1941
	新上五島町新魚目国民健康保険診療所 歯科	55-3161
	新上五島町国民健康保険診療所 榎津歯科出張診療所	54-1538
	もとおか歯科医院	54-1808
	新上五島歯科診療所	52-4338
	吉村歯科	52-2021
	田坂歯科医院	52-4313
	浦田歯科医院	42-2877
	山村歯科医院	42-2265
	津田歯科医院	42-0781

第3章 基本理念と基本目標

I 基本理念



ふれあいとやさしさが 進化するまち しんかみごとう



町の強みである地域の結びつきを再構築し、「ソーシャル・インクルージョン」の考え方と融合させ、新しい福祉の形に進化させることで、誰もが安心して幸せに暮らすことのできる「我が事」・「丸ごと」の地域共生社会づくりを目指します。

本町は平成16年8月に5町が合併して誕生し、豊かな自然と人情味にあふれ、地域住民の結びつきも強く残っています。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大後は、地域活動の中止や規模縮小を余儀なくされ、外出機会の減少による高齢者等の心身の機能低下が懸念されるなど、孤独・孤立等の問題が深刻化しています。一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となりました。

少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立、ライフスタイル等の変化の影響により、人々が抱える課題は様々な分野の課題が絡み合って複雑化、多様化し、必要とされる支援のニーズも、包括的に対応できる体制が求められています。

また、地域コミュニティの形成、地域福祉に対する意識の高揚、社会的孤立の深刻化等も大きな課題となっています。

この計画では、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という意味の「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を基本に、従来からあった地域住民同士の結びつきを異業種団体や異世代間交流と融合させ、新しい福祉の形へと進化させることによって、すべての人が住み慣れた地域の中で、互いに尊重しあい（ふれあい）、助け合いのこころ（やさしさ）で繋がり「協力し支え合う福祉の地域づくり」、安心して暮らすことのできる地域社会の形成「高齢者が暮らしやすい地域づくり」を基本目標としています。

2 基本目標（6つの柱）

基本理念に掲げた町にしていくために、計画の骨格となる基本目標（6つの柱）を定めました。

（しん）親近感のある地域づくり・人づくり

地域に住む人が、自分の住む地域のことをよく知り、地域を好きになってもらうような取り組みを行っていきます。

地域に住む人同士が、お互いを知り、理解していく取り組みを行っていきます。

（か）環境整備の促進

高齢であっても、障がいがあっても住みやすいまちにしていくために、バリアフリーやユニバーサルデザイン等をよく理解し、その促進に向けた取り組みを行っていきます。

また、地域での要支援者の把握や成年後見制度の利用促進等、権利擁護に向けた取り組みを行うとともに、包括ケアシステムの構築等、様々な分野の取り組みを横断的に行っていくことで地域での生活が、より良く営むことができるように、生活環境の整備を行っていきます。

（み）みんながつながるしくみづくり

地域の住民同士の連携を深めるとともに、地域と行政、保健、福祉、医療、教育といった様々な機関との連携を図ります。

また、虐待や自殺の防止等、地域でのあらゆる課題や問題等を常に把握できるように、誰にでも利用しやすい相談窓口を整備し周知することとし、相談につながらない潜在的ニーズに対してもアウトリーチにより、地域全体がつながっていけるような仕組みをつくります。

（ご）コミュニケーションの充実

地域の中で適切なコミュニケーションが図れるように、地域活動への支援や参加の促進を行います。

地域活動の拠点となる場所や建物を確保、充実させることで地域の人が集う仕組みをつくります。

（と）ともに支えあうしくみづくり

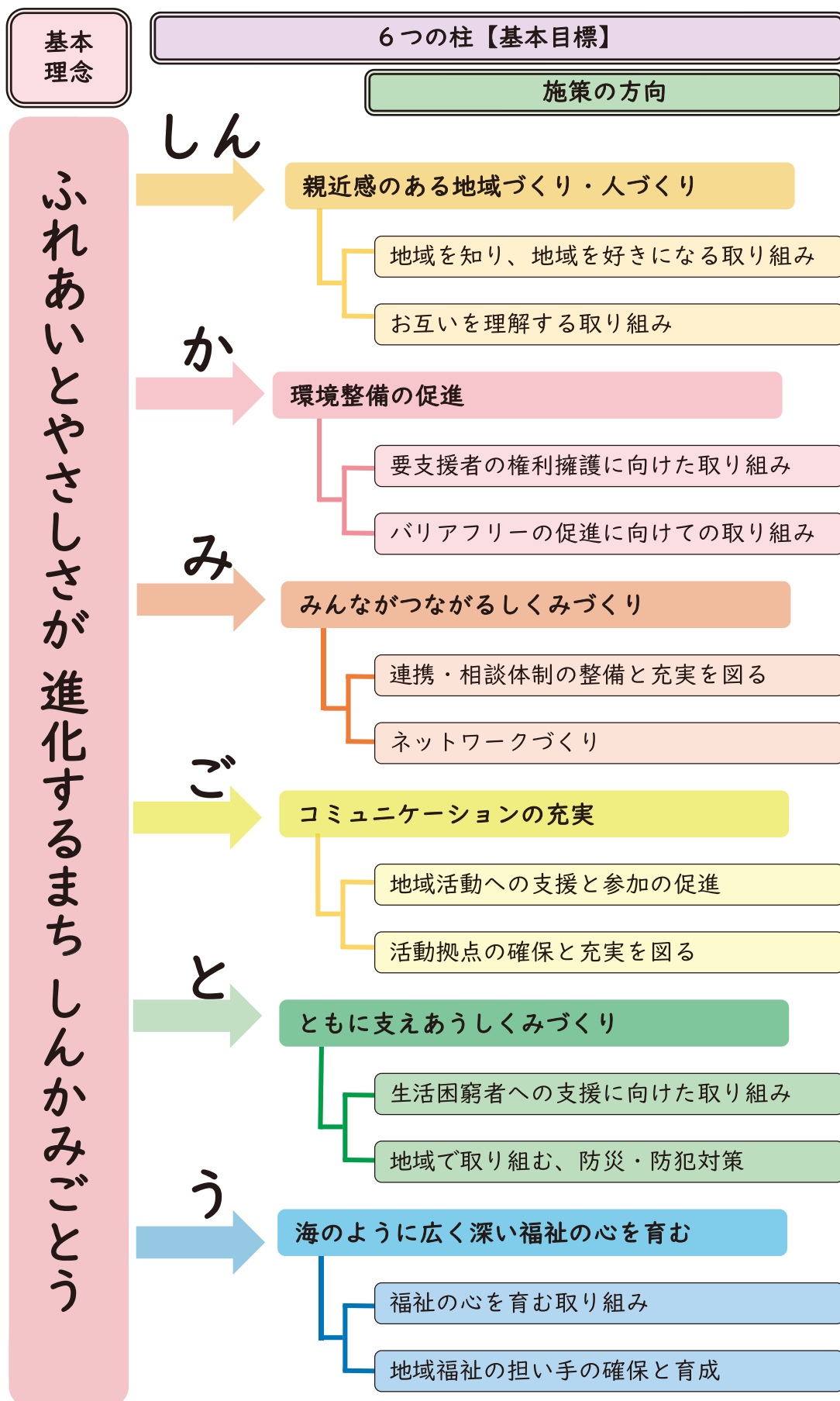
生活困窮者を早期に把握し、適切な支援につなげる体制づくりを進めるとともに、生活困窮者自立支援制度に関する広報に努めます。

また、地域において、防災・防犯に取り組む仕組みづくりを進めるとともに、自主防災組織の活動支援や避難行動要支援者制度の啓発を行います。

（う）海のように広く深い福祉の心を育む

上五島の海のようにきれいで、広く、深い福祉の心を育むために、地域での福祉教育を積極的に行っていきます。また、福祉教育を通じて、地域福祉の担い手を育成していきます。

3 取り組みの体系



第4章

しん・か・み・ご・と・う 的取り組み

しん

親近感のある地域づくり・人づくり

(1) 地域を知り、地域を好きになる取り組み

現状と課題

私たちは、生まれ育ったこの地域で、周りのたくさんの方々に支えられながら生活しています。住んでいる私たちにとって、住み慣れた地域の良さは当たり前であって、大半の人が自然なことで受け止めているのではないのでしょうか。

でも、その当たり前と思って生活している島の暮らしが、傍から見るとうらやましくもあり、私たちが気づかないところまで、その良さに気づいているようです。

これまで先人が営々と築き上げてきたこの島のすばらしさを再発見し、理解を深めることで、「この島に生まれて良かったね。」「ここで生活できて本当に良かったね。」と、思える人が増え、郷土愛が深まっていくことでしょう。

まず、住んでいる身近な地区を見直してみましよう。

高齢者の皆さんは、現在のような核家族ではなく、三世代の大家族での生活を体験された方が多く、おじいちゃん、おばあちゃんから知識や経験を受け継いでいます。

その知識や経験を次の世代にも受け継いでいけるよう、地域の成り立ちや歴史を共有し、ふるさと再発見に取り組みます。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

☆新上五島町や住んでいる身近な地域を見直してみましよう。

☆地域行事や地域活動に、積極的に参加し、地域の人たちと交流しましよう。

地域の人との交流から、地域の歴史、地域特有の伝統行事や方言（言葉・昔ばなし）など学びましよう。

《まち（行政）が取り組むこと》

☆地域のつながりの重要性について、理解を深め、自治会活動などの地域行事の活性化が図られるよう支援します。

☆様々な機会を通じて、新上五島町らしさを生かした取り組みを進めます。

(2) お互いを理解する取り組み

現状と課題

元々、地域住民の連帯が強かった地域でも、少子高齢化や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルスの感染拡大後は、外出自粛や会合、イベント等の中止等により、会って顔を合わせる機会が減り、住民同士のつながりが、疎遠・希薄化してしまいました。

このような中、障がいがあっても、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活していくためには、お互いに助け合いながら生活できる環境と地域住民の相互理解が必要になります。

地域住民の相互理解の取り組みとして地区集会や老人会等、高齢者から子どもたちへ、子どもたちから高齢者へ互いに得意とすることを教え合うなど様々な機会を捉え、世代を越えた交流や話し合いを持つことを提案し実行していく必要があります。

地域レクリエーションだけでなく、日常生活に密着した課題や生活に不安のある方の情報を共有することで、お互いが支え、支えられているという共同体意識を高めるような取り組みを進めます。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆積極的にあいさつや声掛けを行い、コミュニケーションを大切にしましょう。
- ☆自分が得意とする分野などを生かし、地域活動等に積極的に参加しましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆地域共生社会の実現に向け、住民の理解を深めるための情報提供・広報活動を行います。
- ☆世代間の交流を図り住民のつながりを深める取り組みを支援します。

か 環境整備の促進

(1) 要支援者の権利擁護に向けた取り組み

現状と課題

要支援者について、以前は地域で共に支え合い、助け合いが出来ていましたが、少子高齢化や核家族化、また他人に干渉しないといった風潮により良い意味でのお節介も少なくなっています。

民生委員・児童委員等の見守りによる要支援者の把握は出来ているものの中には閉鎖的な考えから、誰にも頼ることなく一人で抱えてしまうケースや、抱える課題が複雑化、複合化して、どこに相談すればよいかわからないというケースも見受けられます。

このことが実態把握を困難にしている要因とも考えられますが、要支援者が支援を必要とするときに適切な対応をとることができない場合も想定されます。

また、日頃からの家庭訪問活動、相談窓口の広報・啓発についても十分とは言えません。

そのため、県（上五島福祉事務所）を含めた行政や社協が中心となり、民生委員・児童委員や福祉関係者、更には地域に密着した事業所や地域住民が一体となりネットワークを再構築し、要支援者の実態把握や情報を共有し、包括的な支援体制の整備が求められます。

また、権利擁護等、適切な支援を受けられずにいる要支援者やその家族に対して関係機関が連携を取りながら見守る体制づくりと併せて、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進を図り、認知症高齢者や知的あるいは精神に障がいのある判断能力が十分でない方の権利の擁護に努める必要があります。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆成年後見制度をはじめとした権利擁護のための制度について理解を深めましょう。
- ☆高齢者、障がいのある方及び子ども等すべての方の人権を尊重し、虐待をしない、見逃さない意識を持ちましょう

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆様々な機会を通じて、権利擁護や各種福祉制度の周知、人権尊重の理念の普及に取り組む、虐待やDVは重大な権利侵害であることのほか、住民の通報義務、通報体制について周知します。
- ☆成年後見制度に関する相談窓口である権利擁護センターや福祉相談窓口について、広報誌やパンフレット、ホームページ等により情報提供を行い、相談に繋がります。

（２）バリアフリーの促進に向けての取り組み

現状と課題

バリアフリーとは、生活環境のインフラ整備も含めて、道路や建物等の物理的な障害を取り除くだけでなく、広い意味で心と心の垣根を取り払うことも含まれています。

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」、一般的なマナーやルールを守ることや、相手の立場にたって考え、やさしい心と思いやりの気持ちをもって行動する「心のユニバーサルデザイン」を推進することは、誰もが気持ちよく安心して生活ができる環境づくりにつながります。また、お互いを知り、理解することで連帯感が強まり親近感も増します。

地域共生社会や「丸ごと」支えるという考え方、高齢で介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる体制づくりを目指した「地域包括ケアシステム」など、様々な分野の考え方を横にも広げ、横断的な取り組みを行っていくことで、バリアフリーのまちづくりを推進します。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を理解し、高齢者、障がいのある方等すべての方が利用しやすい生活環境づくりを心がけましょう。
- ☆身体が不自由な人や、歩行に困っている人を公共の場で見かけたら、積極的に声をかけて手助けしましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆高齢者や障がいのある人の人格を尊重し、障がいの特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図り、心のバリアフリーを推進します。
- ☆ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン、バリアフリー化の視点を取り入れて整備します。



- ※ユニバーサルデザイン・・・特定の対象を想定したアプローチではなく、高齢者、子ども、障がい者など誰でもが使いやすいように設計されたモノ、サービス、環境、コミュニケーションを意味します。
- ※バリアフリー・・・障がいのある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられています。

み みんながつながるしくみづくり

（１）連携・相談体制の整備と充実

現状と課題

複雑化・複合化した問題は簡単に解決できないものも多いため、問題を抱えた人への包括的・重層的・伴走的な支援が必要となります。

相談窓口の設置や周知だけでは必要な支援が行き届かないことが考えられるため、アウトリーチによる早期発見や身近なイベント等の社会参加をきっかけとしたつながりづくりなど、多様なアプローチの手法が求められます。

複雑な福祉課題を抱えている人、困難を抱える人を「我が事」として早期に把握し、いつでもどのような相談にでも「丸ごと」対応できる包括的な相談支援体制の構築と、支援が確実につながるよう、各分野において保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体の連携による地域全体で支える重層的な支援体制の構築が求められます。

関係機関で情報の共有化を図るとともに、相談窓口や苦情対応窓口の周知に努め、併せて、つなぐことのできる知識・専門性を持ち合わせた人材の育成が必要です。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆町が提供する情報や、地域活動・福祉サービスに関する各種情報に関心を持ち、積極的に情報収集に努めましょう。
- ☆困っている方がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介しましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆住民が制度やサービスに関する必要な情報を十分に入手・利用できる環境を整え、相談窓口を周知します。
- ☆複雑化・複合化した課題に対し、包括的に相談を受けとめ、関係機関と情報共有、協働して課題解決に取り組みます。

（２）ネットワークづくり

現状と課題

町内には、行政が行う各種事業における関係団体をはじめ、地域の町おこしグループ等様々な団体があります。

これらの団体間の情報交換については各自が個別の活動を行っているため、十分に出来ているとは言えません。また、その目的や活動を外部に発信することができている団体は少ないのが現状だと言えます。

各種団体間の情報交換を活発にするとともに、団体の活動を住民に知ってもらうことも重要であることを認識した情報発信活動が必要です。そのため、各種団体間の調整をできるような機関の設置を検討します。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆地域での交流の機会について、自分や家族の関心があるものについて情報収集し、積極的に参加し、できる範囲で情報発信・提供しましょう。
- ☆自分のできる範囲で、地域の各種団体への協力を行いましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆地域活動団体同士が、活動内容や目的に応じて互いに連携できるよう、情報提供やコーディネート等の支援を強化します。
- ☆社協をはじめ、自治会、老人クラブ、ボランティア団体等、地域福祉に取り組む組織や団体の状況などを把握し、活動の普及・啓発と連携等の支援に努めます。

コミュニケーションの充実

(1) 地域活動への支援と参加の促進

現状と課題

本町は人情厚く、助け合いの精神は引き継がれているものの、高齢化や働き手の人口流出により、地域活動の停滞と、その先には地区そのものの消滅も想定される状況です。

一人ひとりが、仕事だけでなく、地域においても様々な役割を担っているのも事実ですが、ボランティア活動を通じた生きがいづくり・地域づくりの環境には、まだまだ程遠い現状と言えます。また、ボランティア団体の活動においても会員の高齢化が大きな課題となっています。

今後は、ボランティアに関心がある方々が気軽に参加でき、団体の活性化にもつながるよう行政、社協等の関係機関の連携により新会員の加入促進の取り組みが必要となります。また、地域内でのコミュニケーションが図れるよう地域座談会の継続的な開催が求められます。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆子どものころから地域に関心を持つとともに、地域活動に関わりましょう。
- ☆自分のできる範囲で、地域活動・行事に協力、参加し、仲間づくりや世代間交流を積極的に行いましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆地域活動やボランティア活動の参加者を増やすため、必要性等の周知を図るなど、担い手不足等の課題の解決に向けて支援します。
- ☆住民の地域活動への関心を高め、参加につながる環境づくりを進めます。

(2) 活動拠点の確保と充実

現状と課題

町内の地区公民館や公共施設では、地区運営のほかに、老人会・婦人会・子ども会や行政の事業等の活動に利用されていますが、人口減少と少子高齢化に伴い活動そのものも減少しつつあります。

地域によっては、昼間でも子どもやお年寄りの姿を見かけることが少なくなりつつあり、また、閉じこもりがちになっている高齢者が集える場としての活用が望まれる地区集会所についても、維持管理費等の問題もあり有効活用されなくなりつつあります。

地域活動の活性化のために、各種団体にとって身近な活動拠点として地区公民館の活用を推進するとともに、必要に応じて関係機関で協議する場を設けます。

また、福祉施設の地域開放に向けて、住民ニーズの調査や活用方法等、関係機関、行政が一体となり取り組みます。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

☆身近な場所の環境美化に取り組み、地域の清掃ボランティア活動等に参加しましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

☆活動拠点の整備や活動しやすい環境づくりなど、地域活動の活性化に取り組むとともに、住民の主体的な活動の支援に努めます。

と ともに支えあうしくみづくり

（１）生活困窮者への支援に向けた取り組み

現状と課題

世帯主の長期療養をはじめ、高齢化や家族との離別、虐待、多重債務といった様々な要因を抱えている家庭が増加し、社会的な問題となっています。本町においても、経済的・社会的・心理的な問題を抱えている人が見受けられ、分析調査を行うなど、要生活支援者の実態や自立阻害要因に対して取り組むべき支援を検討・実施していく必要があります。

なお、生活困窮者自立支援制度については「福祉事務所設置自治体」である県（上五島福祉事務所）が事業の実施主体となりますが、包括的な支援体制において重要な事業であることから、本町においては、町民にとって最も身近な窓口として、上五島福祉事務所と一体となり事業に参画する必要があります。

地域住民の多種多様な相談に対応するため、幅広く情報を収集し、適切な情報を提供するとともに、民生委員・児童委員や各種相談員との連携を図り、相談体制の充実が求められます。

また、県（上五島福祉事務所）が主催する支援会議においても中核を担う構成員として参画し、一体となって取り組みます。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

☆ひとりで悩みごとを抱え込まず、早めに相談窓口を活用しましょう。
☆近隣で気になる人がいる場合には、見守りや声掛けを心がけましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

☆相談窓口を開設し、相談支援、複合的な課題解決に向けたコーディネートを行います。
☆包括的支援体制の構築に向け、関係機関との連携強化を図り、環境づくりに取り組みます。

(2) 地域で取り組む防災・防犯対策

現状と課題

本町は平坦地が少なく、傾斜が急な地形が多いため、過去の経験からも台風や梅雨の大雨による災害が発生しています。港湾の整備については、ほぼ完了していますが、後背地が急傾斜で砂防対策が必要な箇所が多数あり、年次計画で事業を行っているものの、危険箇所における住民への防災意識の啓発や避難想定訓練が不足しています。

また、大きな災害が発生した場合には、行政、消防団、医療機関等と地域住民の協力による支援態勢が必要です。地域の防犯対策についても、子どもを地域で見守り育てる伝統は残っているものの、急速な高齢化により、地域における結束した防犯意識も薄れつつあります。

非常時における関係機関の連携をはじめ、普段から「自分たちの地区は自分たちで守る」という意識の再確認をする取り組みとして、行政を含めた地域座談会や意見交換会等を行います。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

☆災害時に自分の命や財産は自分自身で守るという意識をもち、地域の避難訓練等へ積極的に参加し、避難経路や避難場所、緊急連絡先等の確認、災害に対する備えを心掛けましょう。

☆防犯、防災には隣近所の助け合いが重要になるため、日ごろから声をかけ合える関係づくりに努めましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

☆地域防災活動の向上を図るため、自主防災組織の運営や避難訓練の実施等の支援を行います。

☆避難行動要支援者制度の理解を図り、災害時の避難支援への取り組みを進めます。

☆交通安全や防犯に関する啓発活動の充実を図り、地域住民の防犯意識を高めます。

う

海のように広く深い福祉の心を育む

(1) 福祉の心を育む取り組み

現状と課題

本町では、小中高を通じて福祉学習に取り組んでおり、福祉施設での体験ボランティア活動等にも積極的に参加しています。また社協でも地域福祉活動推進の一環として福祉教育・ボランティア協力校の指定やボランティア体験学習の開催等を積極的に推進しています。

子どもたちへの福祉の心を育む取り組みとしては、大いに評価できると思いますが、この取り組みが授業の一つとして、一過性で終わることにならないようしなければなりません。

地域のこと、住んでいる人たちのことをよく知り、そして理解することから郷土愛が芽生え、福祉の心が育まれます。子どもたちだけでなく、その親たちと一緒に「福祉」への関心や「福祉の心」を育む取り組みが求められています。

学校・PTA・地域において、郷土愛・隣人愛を育むため自分たちの住む地域の再発見に取り組み、親子で参加できるボランティア活動を推進し、共に考え、共に理解し成長できる福祉学習につながる地域活動を進める必要があります。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆自分のことから、ボランティア活動を始めましょう。
- ☆障がいのこと、福祉や人権にかかわる様々な問題に関心を持ち、福祉に関する正しい知識を身につけましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆地域福祉活動やボランティア活動の大切さと必要性等について、理解と関心を深めるための啓発に取り組みます。
- ☆気軽に参加でき、時間的制約の少ない活動の場を提供し、ボランティア参加のきっかけづくりに取り組みます。

（２）地域福祉の担い手の確保と育成

現状と課題

少子高齢化や人口減少で、地域の人材も少なくなりつつある中でも、各地域で町おこしグループや地域ボランティアの方々が地道な活動を続けています。

ボランティアや地域おこしに関心がある方へのアプローチ方法や、生きがいづくり活動の充実が課題になると考えられます。

誰もが役割と生きがいを持つ「共生」という考えのもと、地域人材の掘り起こしのためにも、現在ある団体やグループが互いに連携すると共に、自分たちの活動を発信することで参加者を増やし、組織の活性化を図ります。

取り組みの方向性

《一人ひとりが地域で取り組むこと》

- ☆地域のボランティア活動や、自治会等で行われている活動に、関心を持ちましょう。

《まち（行政）が取り組むこと》

- ☆地域活動やボランティア活動の重要性を啓発し、参加を促進するとともに、コミュニティを広域的に支え合う新たな仕組みづくりや地域を担う人材の育成に努めます。
- ☆住民の地域活動への関心を高め、参加につながる環境づくりを進めます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画推進に向けた体制

この計画は、町、社協並びに関係団体、事業者さらに各地区住民が協働で推進していくものです。年度ごとに各施策の進捗状況を把握し、その推進方法が適切かどうかを検証し、必要に応じて見直しを行うために、「地域福祉計画策定委員会」を推進検討機関とします。

この委員会では、町と社協が共同の事務局を設置し、町、社協、関係団体、事業者、地域住民との連絡調整を行いながら、各施策についての進捗状況を把握できるように努めます。

また、各地域との連絡を密にし、それぞれの地域の実情に即した推進を図り、更に広報紙等の手段を活用しながら、本計画の普及啓発を図ります。

2 計画の点検と評価

この計画では、各施策の年度ごとの実施状況について、地域住民、関係団体等の意見を聞きながら調整し、これに基づいた評価を行います。

また、町と社協、事業者等との連携や住民同士のつながり等、目標となる指標が把握しにくい面がありますが、できるかぎり客観的な評価ができるように努めます。

更に、年度ごとの評価等を参考にしながら、地域福祉計画策定委員会において点検・検証しながら、3年を目途に全体的な見直しを行います。

3 地域福祉活動計画との連携

本計画と社協が作成する地域福祉活動計画は、目標を同じくして推進していかなければなりません。そのために町と社協が密接に連携を取り合い、計画の推進を図っていきます。



であい ふれあい ささえあい

地域福祉活動計画

第4次（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

～愛があふれる しあわせ愛らんど しんかみごとう～

第1章 計画の策定にあたって

1 法的根拠・位置づけ・目的

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動行動計画です。

地域福祉活動計画は、「地域福祉計画」と一体的につくられる民間の活動計画であり、行政がつくる「地域福祉計画」を、住民の立場からよりわかりやすく、より具体的にした地域福祉の行動計画です。

私たちの町では、少子高齢化が急激に進み、地域での生活様式も大きく変化し、多くの課題が生じています。それに伴い福祉に対する期待や要望も多種多様となり、これからは既存の公的サービスだけではなく、行政・民間・地域とが連携して、共生・支え合いで、福祉の活動を進めていく必要があります。

この計画では、地域の一人ひとりが、より身近な活動として福祉活動に参加できるような方法や進め方を示します。

2 基本方針

○誰でも参加できる町

年齢に関係なく、みんなが新上五島町の一人としてだれでも自由に、色々な取り組みに参加できる環境をつくれます。

○みんなで仲良く生きる地域づくり

みんなが違って当たり前、お互いを支え合う思いやり、心と心のつながりが大きい地域になるよう、そのために必要なシステムをつくれます。

○形にこだわらない助け合い

生活をおくる中で感じる困りごとや、それを解決できるようなサービスの提供、自分たちにできることなど、自分のこととして考え、みんなが手を差し伸べやすい仕組みをつくれます。

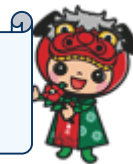
また、こうした活動に参加することで、それぞれの地域にあったみんなが参加しやすい助け合いの仕組みをつくれます。

第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念



であい ふれあい ささえあい
愛があふれる しあわせ愛らんど しんかみごとう



私たちの町の強みである人情味ある地域のつながりが、少子高齢化による人口減少やコロナ禍による交流の場の自粛の影響により薄れてきた懸念があります。

誰もが地域活動に参加し（であい）、交流する（ふれあい）ことにより相互理解を深め、お互いに「支えあう」という双方向の関係性を築き、地域の課題に住民みんなで協力して取り組むことにより、安心して暮らすことができるような地域づくりを推進していきます。

2 基本目標

（しん）真剣にみつめあい

私たちの地域を見つめなおして、地域を知り、地域を好きになる取り組みをしています。高齢者・障がい者・子どもそれぞれの立場から、お互いを見つめあい、お互いを理解する取り組みをしています。

（か）環境にやさしく、かばいあい

誰もが安心して生活できるよう、生活環境の整備（バリアフリー）に向けて取り組みます。

（み）みんな お知りあい

町全体を福祉のネットワークで結び、誰とでも連携し、必要な相談がいつでも気軽にできるような体制の整備に取り組みます。

（ご）声のかけあい かかわりあい

地域みなさんがお互いに声をかけあい、地域の活動をつうじてかかわりあいが持てるように支援を行います。

（と）ともに たすけあい

地域での災害時に備えた取り組み、要援護者の支援等、地域住民が積極的に行動できる仕組みをつくります。

（う）うまく そだてあい

相手の立場になって考える力（相手を敬う心・福祉の心）を育てる教育と地域福祉のリーダーを育てる取り組みを進めます。

第3章 計画の展開

I 住民意識の高揚と啓発

(1) 調査活動の推進

- 地域福祉の現状及び課題把握のため、座談会や戸別訪問等実態調査を行います。

(2) 情報提供・啓発活動の推進

- 地域住民の理解と参加を進めるため、社協だよりの発行、地域イベントへの参加、社協フェスタ等の事業を実施します。

(3) 福祉学習の推進

- 地域福祉への理解と関心を高めていくため、各小中高校のボランティア協力校の指定、ワークキャンプ、各校での福祉体験講座を行います。

具体的な取り組み	内 容
地域での座談会の開催	地域住民と地域の課題や資源・力を共有し、暮らしたい地域を考える機会を設け、現状・課題を把握します。
地域での資源発掘	地域支え合いマップを作成することで、人材や地域福祉資源の状況を見える化し、作成過程での意識醸成に努めます。
気になる世帯への戸別訪問	民生委員・児童委員と連携し、世帯の現状・課題を把握し、解決に努めます。
社協だよりの発行	年4回全戸配布により、情報提供・啓発活動を推進します。
社協フェスタの開催	夏祭りを通して、福祉施設・福祉団体等と連携しながら、住民の集う場を提供します。
ボランティア協力校の指定	町内全小中高の学校を指定し、ボランティア講話や高齢者疑似体験などの福祉教育を推進します。
ワークキャンプの開催	福祉に関するテーマを設け学習を行い、実践する機会を設けて取り組みます。
認知症サポーター養成講座の共催	認知症に関する正しい知識を深め、地域で支える活動を他機関と連携して行います。
子どもサミットの開催・協力	引きこもり、不登校問題に取り組む団体と連携し、自主性を尊重しながら、当事者の声を発信していきます。

(1) 地域の居場所づくり、交流の推進

- 地域の特性・資源を生かし、ふれあいサロン等の地域で気軽に集える場所の確保と、共生を目指した活動を行います。

(2) ボランティアセンターの機能強化

- 個人・団体ボランティアの実態把握及び登録を行い、地域でのニーズ調査並びにボランティアの発掘等センター機能を充実させます。また、生活支援を目的とした有償ボランティアの育成、活動支援を行います。

(3) 災害時ボランティア育成

- 災害時を想定したボランティアセンター設置訓練、並びに災害ボランティア育成を行います。

具体的な取り組み	内 容
便利帳の作成、配布	高齢者等外出が困難な方が困りごとを解決できるよう作成し、配布を行います。
地域ひろば・カフェの開催	小地域において、学校夏休み等に、子ども・保護者・高齢者等、誰もが交流できる場をつくります。
高齢者の集いの開催	ひとり暮らし高齢者が一堂に会し、孤独感の解消や生きがいづくりを目的に演芸による交流を行います。
会食サービスの実施	高齢者が地域の公民館等を集まり、ボランティアの協力による調理・会食を行います。
交流事業の実施	高齢者の集い、もちつき交流、少年ソフトボール大会、ベンチプロジェクト等、地域交流を活性化する事業を企画します。
ボランティアの実態把握と育成	ボランティアセンターへの登録促進と、研修会等育成事業を実施します。
有償ボランティア「さぼする」の運営	住民相互の支え合い活動促進を目的とした有償ボランティア事業を行います。
介護予防ポイントの管理、配布	助け合い活動にポイントを付与することで、生きがいづくりや介護予防に役立てます。
災害ボランティアセンター設置訓練の実施	災害発生を想定したボランティアセンターの設置訓練並びに災害時ボランティアの育成を行います。

(1) 相談支援体制の整備と強化

- 相談事業の周知を図り、身近な相談相手として対応できる体制を構築します。

(2) セーフティネットの構築

- 「制度の狭間」の問題でもある生活困窮について、相談支援を通じて生活課題の解決と自立した生活に向けた継続的な支援を実施します。
- ボランティア・NPOや支援機関・団体等と連携し、フードバンクについての啓発を行います。また、食料提供元事業所への協力依頼の働きかけを行い、支援を必要とする方の状況に併せて活用できるように努めます。

(3) 権利擁護支援の推進

- 権利擁護のための事業である、日常生活自立支援事業の周知を図ります。
- 成年後見制度利用促進に向けて普及・啓発を行うとともに、制度を必要とする方の相談援助を行います。

具体的な取り組み	内 容
何でも相談できる体制づくり	月1回の心配ごと相談所の開設、また、いつでも気軽に相談できる人材の育成と場所を確保します。
ピアカウンセリングの開催	月2回、精神障害の悩みに関して、当事者によるカウンセリングを実施します。
生活福祉資金貸付事業の実施	生活福祉資金や就学資金の相談対応、及び資金貸付業務を行います。
生活困窮者就労準備支援事業の実施	事業制度の周知と、利用者への就労に向けた訓練・指導等を行います。
子どもの学習・生活支援事業の実施	生活困窮により支援を必要とする子どもに対し、学習支援・生活支援を行います。
つなぐ ^{バンク} BANKしんかみごとの運営	フードバンクの啓発、及び食料・日用品をお渡しする宅所の開催を行います。
子ども食堂、地域食堂の実施及び協力	フードバンク事業に合わせ、地域団体と協力し子ども食堂を実施するほか、他団体との連携を図ります。
日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安がある方に、契約に基づいた福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援等を行います。
成年後見制度における法人後見体制づくり	家庭裁判所等から『法人後見実施機関』として受任し、成年後見制度の利用促進を図る為、職員体制づくりを推進します。

(1) 福祉の担い手の確保・育成

●ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供していくため、適切かつ専門的な支援が可能な福祉専門職の確保のほか、住民同士の支え合いの推進に向けて地域で支援できる人材の育成に努めます。

(2) 災害時の避難所の運営

●災害の発生時に、迅速かつ適切な対応ができるよう人材育成に努めるとともに、支援拠点としての機能を果たせるよう、町当局と密接な連携を取り運営します。

(3) 要援護者に対する援助事業の推進

●移動や食事の準備が困難な要援護者に対して、日常生活に支障がないよう必要な援助を行います。

具体的な取り組み	内 容
あんしん介護講座の開催	住み慣れた家で暮らし続けられるよう、介護者に向けた介護技術講習会を行います。
介護職員初任者研修会	介護職資格取得と技術向上を目指し開講します。
生活支援コーディネーター(S C)の配置と協議体の開催	住民主体の助け合いの仕組みづくりを推進するため、S Cを配置して協議体を運営し、高齢者を支える体制を整えます。
実習生の受け入れ	福祉・医療の仕事に携わりたいと希望する人たちに対し、学習・実習の場として積極的に受け入れを行います。
避難所の管理、運営	台風などの災害時、一般避難所として開設運営するほか、要援護者に配慮した福祉避難所の整備を行います。
一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送)の実施	病院等への移動困難者に対し、介護タクシー運行業務を行います。
人工透析患者送迎サービス車運行業務の実施	遠方地区で、自分で通院することができない人工透析を利用する患者に対し、乗合タクシー運行業務を行います。
配食サービスの実施	自分で食事の準備が困難な高齢者・障がい者等に対し、調理したお弁当を配達するとともに安否確認を行います。
介護器具(車いす)貸出事業の促進	病気・事故等で急に車いすが必要になった方、また学校等での福祉体験などに対して、短期間無償で貸し出します。

(1) 住民組織としての推進体制・運営基盤の強化

- 住民への情報提供を行うとともに、関係機関と情報を共有し、協働、連携を図る取り組みを進めます。
- 地域住民や関係団体から信頼され、責任のある社会福祉法人として透明性のある適切な経営を強化・持続させます。

(2) 財産基盤の強化

- 会費・寄付金の充実のため、啓発活動を行うとともに、各補助金(助成金)等の積極的な活用を進めます。

(3) 専門性を高めるための人材育成

- 研修会等への積極的な参加を促進し、様々な問題に適正に対応できる人材育成を行うとともに、事業展開に即した職員の適正配置を進めます。

(4) 情報開示の推進

- 個人情報等管理に万全を期すと同時に、適正な情報開示の推進に努めます。

具体的な取り組み	内 容
各関係機関との共同事業	関係機関、福祉団体等と協働・連携し、必要な事業企画に取り組みます。
会員加入促進	社協事業の啓発を行い、会員加入促進に取り組みます。
専門的知識習得へ向けた人材育成	積極的に研修参加を促進し、高度な知識・技術を持った職員の育成に取り組みます。
業務継続計画(BCP)の作成	災害時において、事業が安定的かつ継続的に提供できるよう、法人内業務の業務継続計画(BCP)を作成します。



第4章 計画の推進

この地域福祉活動計画は、町の地域福祉を進めるため社会福祉協議会（＝社協）が、中心となり策定しました。しかし、この計画の推進を図るためには住民、行政、関係機関等が協働していくことがとても大切です。

私たち社協は、年度ごとに様々な取り組みの進み具合を確認しながら、必要に応じて、方法の検討や見直しなどをおこなっていきます。

また、この計画をより多くの住民に知ってもらい、より多くの協力が得られるようにしていきます。そして、この計画推進の主役はあくまでも住民であり、社協は、縁の下の力持ちとして、本計画を推進していきます。



<ワークキャンプ>



<災害ボランティアセンター設置訓練>



<フードバンク講演会>



<高齢者の集い>





いのち支える自殺対策計画

第2次（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

～ふれあいとやさしさを生きる力が深化するまち
しんかみごとう～

第1章 計画の策定にあたって

I 計画の背景と目的

我が国においては、平成18(2006)年に自殺対策基本法が制定され、それまで個人の問題とされてきた自殺が『社会問題』として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は3万人台から2万人台へ減少しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わりませんが、令和2(2020)年からは女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、令和4(2022)年には小中高生の自殺者数は過去最多となっています。自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺による死亡者数)は、未だに主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人以上で推移していることから、非常事態は今でも続いていると言わざるを得ません。

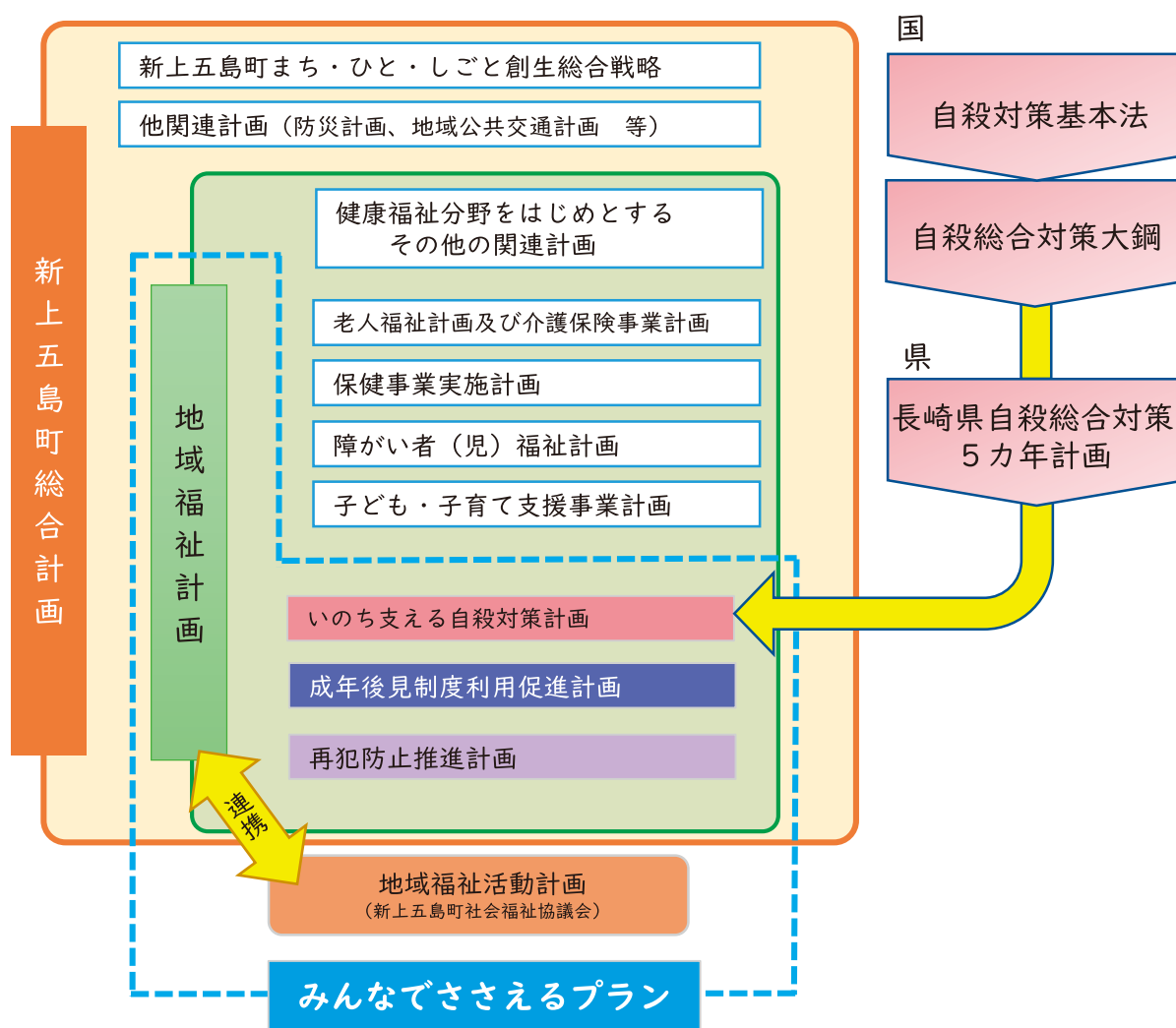
この間「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策基本法が平成28年に改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきであることを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域格差を解消し、誰もが自殺対策に関する「生きることへの包括的な支援」を受けられることができるよう、すべての都道府県並びに市町村において「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

長崎県においては、平成19(2007)年に「長崎県自殺総合対策5カ年計画」を策定し、その後5年ごとに改定を行いながら、関係機関・団体が連携・協力した総合的な自殺対策の取り組みを推進してきましたが、依然として中高年の自殺が大きな割合を占める中、それまで減少傾向にあった20～30代の自殺死亡率が増加に転じるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことも増加要因の一つとして考えられます。

本町においても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、国の動向や第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画を踏まえて、いのち支える自殺対策計画(第2次新上五島町自殺対策計画)を策定します。

この計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱、第4期長崎県自殺総合対策5カ年計画を踏まえ、本町の自殺対策の基本方針を掲げ、保健、医療、福祉、教育、労働、その他自殺対策に関係するすべての分野の庁内部署、関係機関や関係団体がそれぞれに役割を担い、連携して取り組んでいくための計画です。

いのち支える自殺対策計画の位置づけ



第2章 町の現状と課題

I 国・県の状況

● 全国状況

自殺対策基本法が成立した平成18(2006)年と、コロナ禍以前の令和元(2019)年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取り組みに一定の効果があったと考えられています。

(平成18(2006)年:32,155人 → 令和元(2019)年:20,169人)

自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いています。

令和4年には自殺者総数が前年を上回り、21,881人となっています。男性の自殺者数が13年ぶりに増加し、女性は3年連続の増加、小中高生は過去最多となっています。



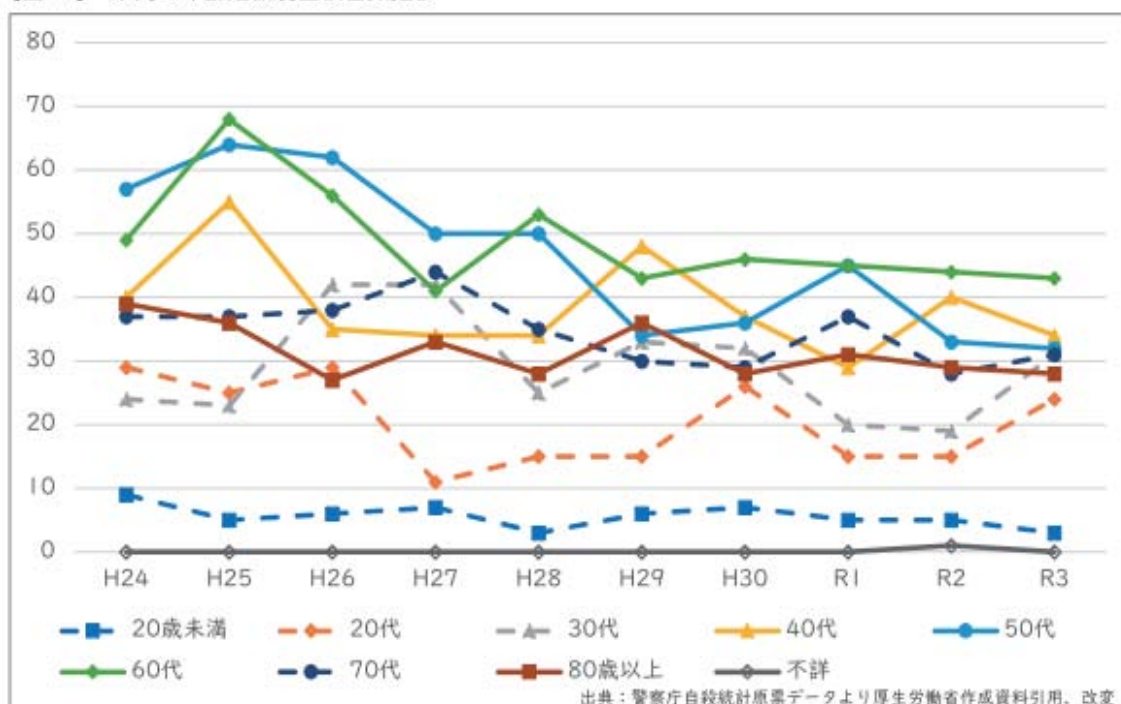
※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

●長崎県の状況

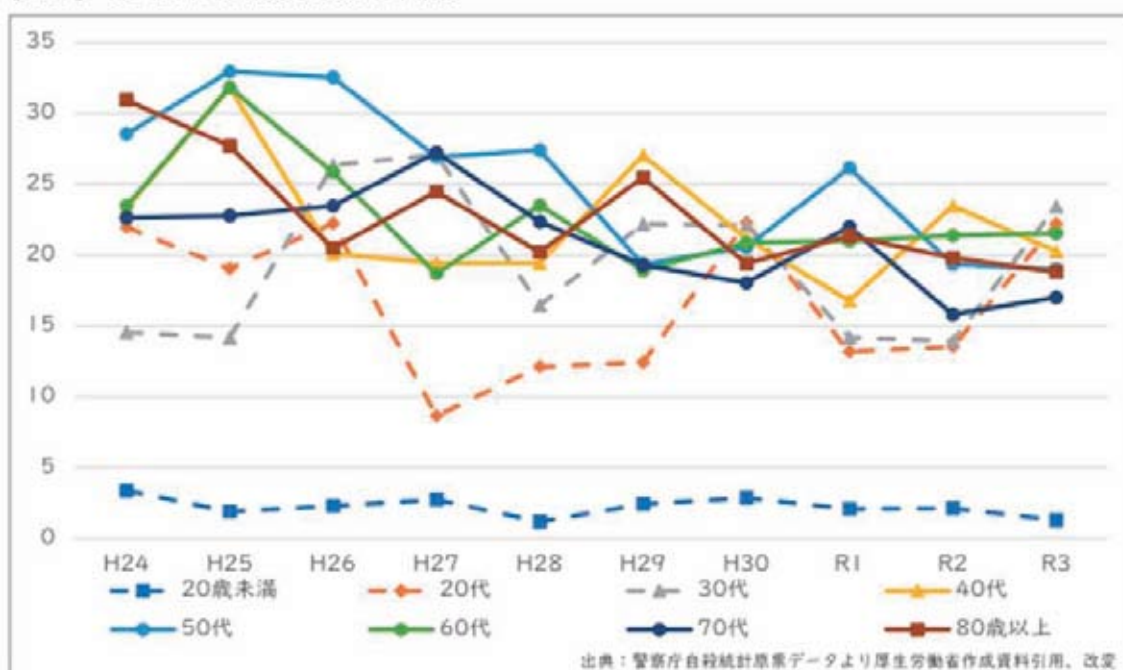
県内の自殺者数は、平成 15（2003）年をピークに増減を繰り返し、平成 30（2018）年からは減少してきましたが、令和 3（2021）年は、令和 2（2020）年と比較し増加となっています。なお、令和 3（2021）年の自殺死亡率は、全国 47 都道府県中 46 位と 2 番目の低さとなっています。

また、年代別の自殺死亡率の推移をみると、令和 3（2021）年においては 30 代が最も高く、20 代、60 代、40 代、50 代、80 歳以上、20 歳未満の順となっています。

【図17】 県内の年齢階級別自殺者数推移



【図18】 県内の年齢階級別自殺死亡率推移



※「自殺死亡率」とは、人口 10 万人当たりの自殺者数をいう。

2

町の状況

●町の自殺死亡率の推移

本町における自殺死亡率については、年々増加の傾向にあります。本町は人口減少に伴う変動が大きく、1人当たりの割合が高くなってきたことが要因となっています。

なお、実数は平成26(2014)年以降、横這いの状況でしたが、直近5年間のデータでは、令和元(2019)年、令和2(2020)年の自殺死亡率は、国・県を大きく上回る率となっています。全国及び県の自殺死亡率は減少・横這い傾向にあります。

			平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018)年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年	令和 3 (2021) 年
新上五島町	男	自殺者数	2 人	1 人	6 人	2 人	1 人
		自殺死亡率	21.0%	10.7%	65.8%	22.4%	11.4%
		人口	9,513 人	9,315 人	9,119 人	8,920 人	8,783 人
	女	自殺者数	1 人	0 人	1 人	2 人	1 人
		自殺死亡率	9.4%	0.0%	9.8%	20.2%	10.3%
		人口	10,629 人	10,405 人	10,186 人	9,918 人	9,701 人
町自殺死亡率		14.9%	5.1%	36.3%	21.2%	10.8%	
県自殺死亡率		17.1%	17.4%	16.4%	15.7%	16.5%	
国自殺死亡率		16.5%	16.2%	15.7%	16.4%	16.4%	

※自殺死亡率は、人口10万対 $\left(\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口 (3月31日現在)}} \times 100,000 \right)$

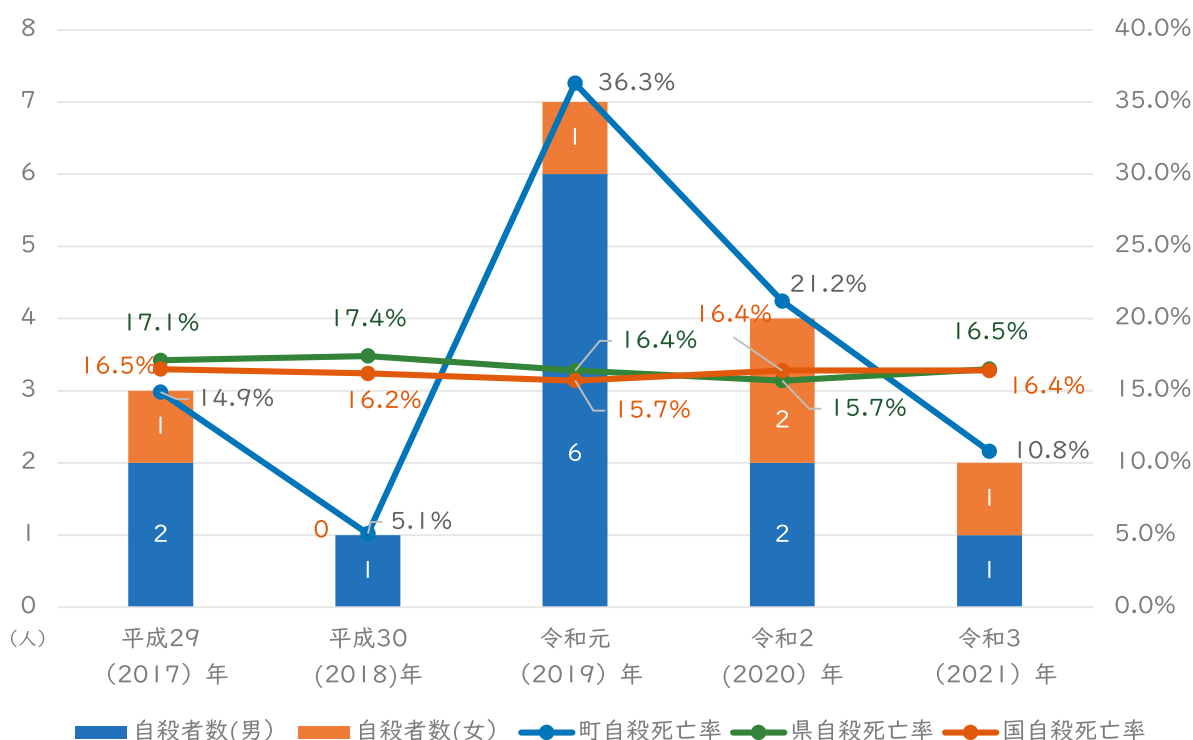


図 自殺死亡率の推移 (平成29 (2017) 年～令和3 (2021) 年)

●年代別自殺死亡者数及び自殺死亡率（平成29（2017）年～令和3（2021）年）

過去5年における年代別自殺死亡率を見ると、本町の10代以下、20代、60代、70代及び合計が全国及び県平均を上回っています。

年代		10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
町	自殺死亡者(男)	1人	1人	0人	2人	1人	2人	4人	1人	12人
	自殺死亡者(女)	0人	0人	1人	0人	1人	2人	0人	1人	5人
	自殺死亡率(男)	15.3%	41.3%	0.0%	36.4%	13.7%	20.8%	63.4%	21.4%	26.3%
	自殺死亡率(女)	0.0%	0.0%	29.4%	0.0%	14.5%	22.5%	0.0%	10.4%	9.8%
	自殺死亡率	7.8%	21.8%	15.0%	18.8%	14.1%	21.6%	27.3%	14.0%	17.6%
県	自殺死亡率(男)	2.8%	24.3%	30.2%	32.2%	32.5%	32.4%	24.1%	41.0%	25.4%
	自殺死亡率(女)	1.0%	6.4%	8.2%	11.1%	10.1%	9.3%	13.6%	10.9%	8.7%
	自殺死亡率	1.9%	15.4%	19.1%	21.4%	20.9%	20.5%	18.3%	20.9%	16.6%
国	自殺死亡率(男)	3.8%	24.0%	24.5%	26.1%	30.5%	24.2%	26.9%	34.3%	22.6%
	自殺死亡率(女)	2.4%	11.4%	9.5%	10.8%	12.7%	10.9%	13.2%	13.0%	10.1%
	自殺死亡率	3.1	17.9%	17.1%	18.6%	21.6%	17.4%	19.5%	20.6%	16.2%

※自殺死亡率は、人口10万対 $\left(\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（3月31日現在）}} \times 100,000 \right)$

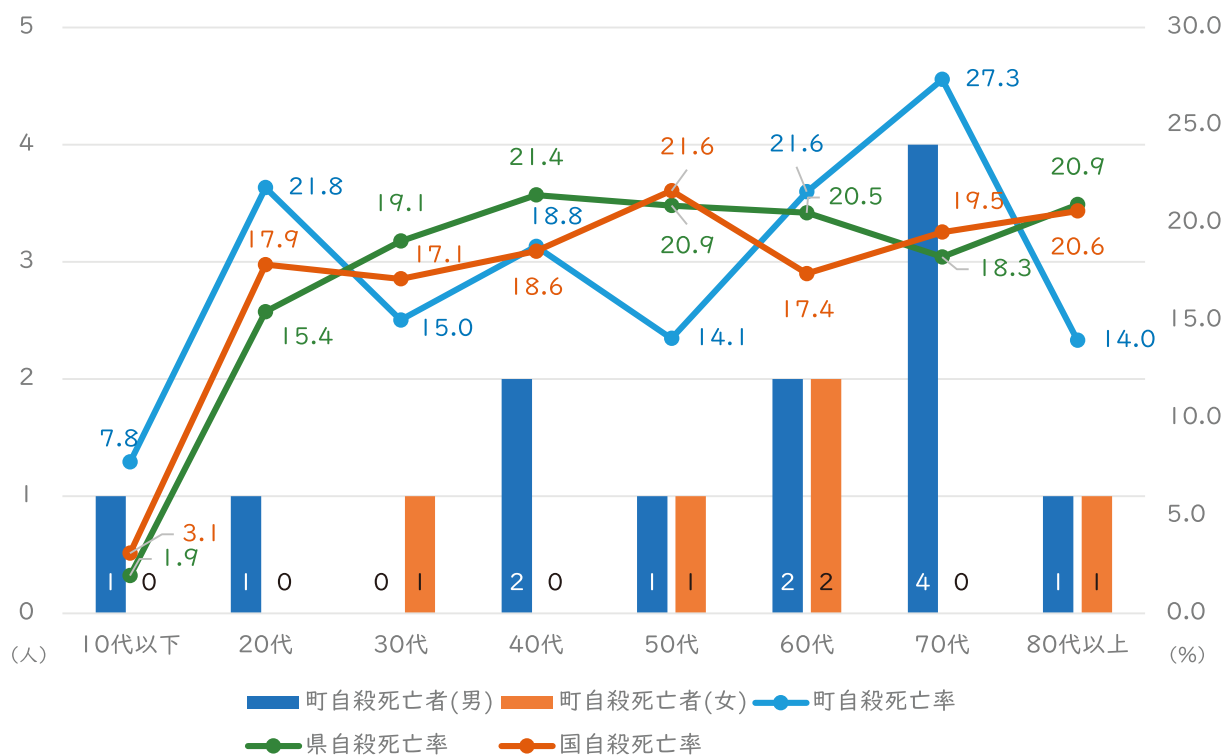


図 年代別自殺死亡率（平成29（2017）年～令和3（2021）年）

●同居人の有無（平成 29（2017）年～令和 3（2021）年）

自殺で亡くなった方の同居人の有無を見てみると、「同居人なし」の自殺者は全体の 20.0%で、「同居人あり」は 80.0%となっています。

性別	年齢階級	自殺者数		同居人の有無（町）		同居人の有無（県）		同居人の有無（国）	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	0	20.0%	0.0%	20.4%	11.6%	14.0%	10.4%
	70歳代	3	1	30.0%	10.0%	12.2%	5.0%	15.0%	8.0%
	80歳以上	1	0	10.0%	0.0%	13.9%	5.0%	11.5%	5.0%
女性	60歳代	2	0	20.0%	0.0%	7.8%	1.9%	8.7%	2.8%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.7%	2.5%	9.1%	4.3%
	80歳以上	0	1	0.0%	10.0%	6.1%	4.0%	6.9%	4.3%
計		10		80.0%	20.0%	70.1%	30.0%	65.2%	34.8%

●職業の有無（平成 29（2017）年～令和 3（2021）年）

本町において自殺で亡くなった方の職業を見てみると、有職者の自殺者は全体の 41.2%で無職は 58.8%となっています。

	自営業 家族従業者	被雇用 勤め人	無職	学生 生徒	無職	主婦	失業者	年金等	その他の 無職者	不詳
総数(町)	11.8%	29.4%	58.8%	0.0%	58.8%	11.8%	0.0%	23.5%	23.5%	0.0%
総数(県)	11.0%	28.0%	60.5%	2.1%	58.3%	4.5%	2.3%	21.6%	29.9%	0.5%
総数(国)	6.7%	31.4%	60.9%	4.4%	56.5%	5.5%	3.2%	25.3%	22.6%	1.0%

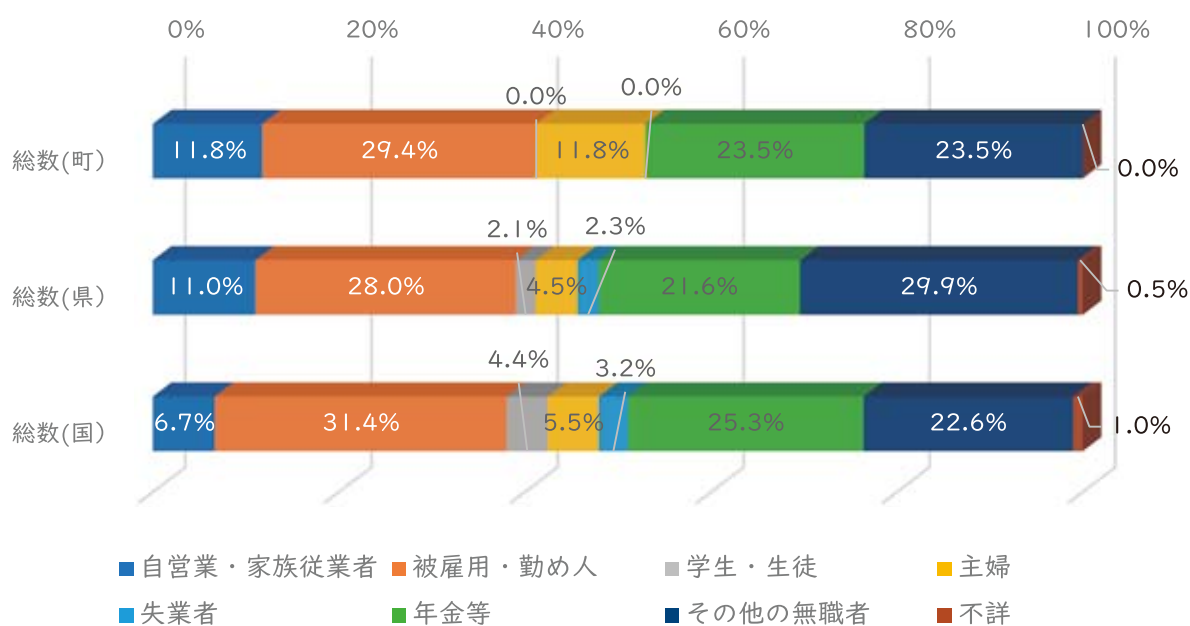


図 職業の有無（平成29（2017）年～令和3（2021）年）

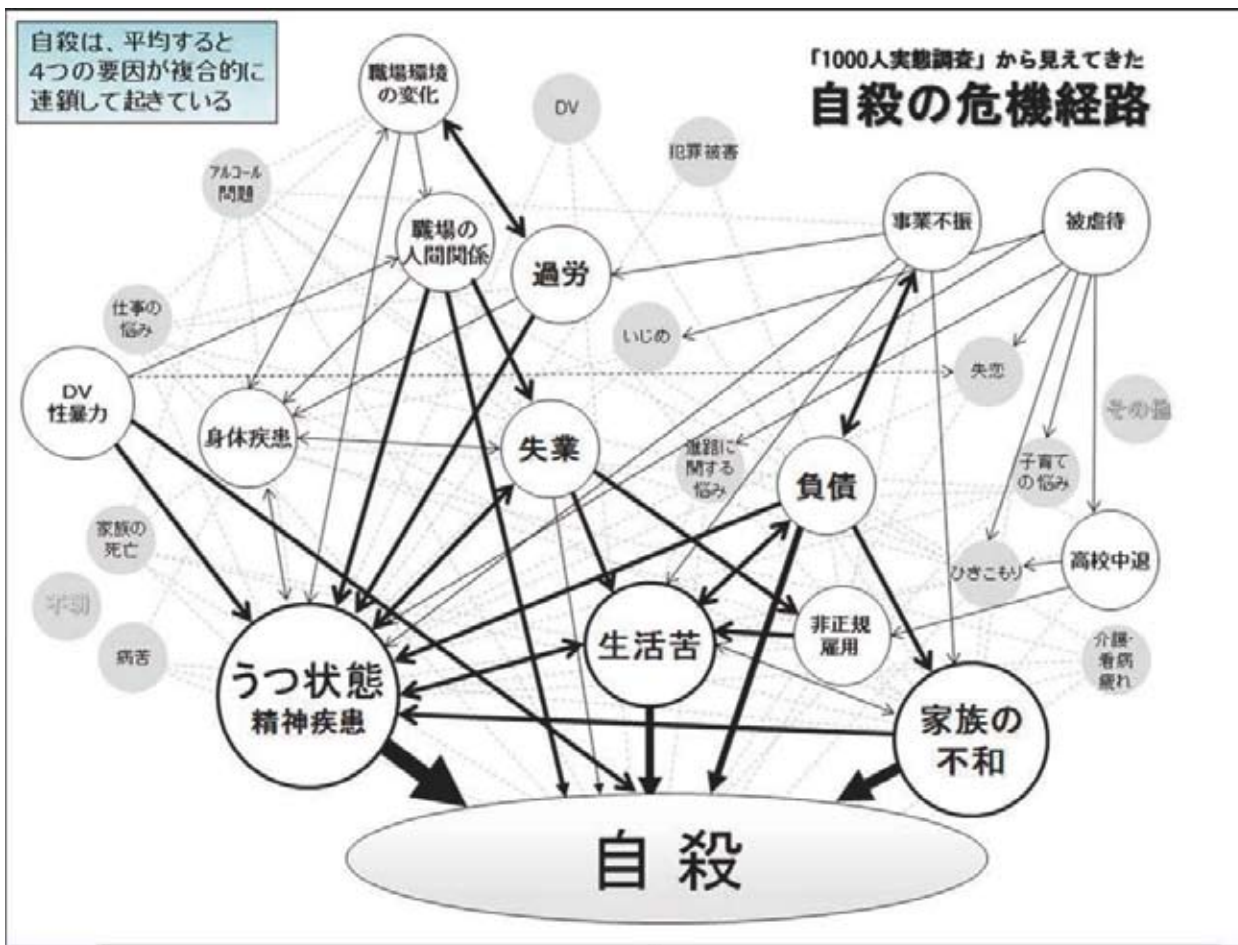
自殺の原因は単純ではなく、多くの場合、様々な要因が重なって自殺に至ると言われています。

下図は、「NPO 法人自殺対策センターライフリンク」が行った、自殺実態調査から見えてきた、自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）です。

丸の大きさが要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど、因果関係が強いということを示しています。

自殺の直接的な要因としては「うつ状態(精神疾患)」の丸が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことがわかっています。

参考 自殺の危機経路



「自殺の危機経路」事例

「→」＝連鎖。「＋」＝併発

【失業者】 失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺

【労働者】 配置転換→過労＋職場の人間関係→うつ状態→自殺

【主婦など（就業経験のない無職者）】 子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ状態→自殺

DV→うつ病＋離婚の悩み→生活苦→多重債務→自殺

【学 生】 いじめ→自殺 親子間の不和→ひきこもり→うつ状態→将来生活への不安→自殺

資料：厚生労働省自殺の統計（地域における自殺の基礎資料）

●町の自殺の特徴

本町における平成29（2017）年～令和3（2021）年の自殺者数は合計17人（男性12人、女性5人）です。（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）より集計）。

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	4	23.5%	43.2	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳有職独居	2	11.8%	111.3	配置転換（昇進/降格含む）→過労＋仕事の失敗→うつ状態＋アルコール依存→自殺
3位:男性60歳以上有職同居	2	11.8%	34.4	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
4位:女性60歳以上無職同居	2	11.8%	14.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位:男性40～59歳無職独居	1	5.9%	388.0	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順。

* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。

●自殺企図の手段（平成29（2017）年～令和3（2021）年）

本町における自殺企図手段においては、首つりが最も多く82.4%となっています。

手段	首つり	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳
総数（町）	82.4%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	11.8%	0.0%
総数（県）	72.7%	1.9%	6.7%	6.7%	1.0%	11.1%	0.0%
総数（国）	66.1%	2.3%	7.0%	10.9%	2.7%	10.9%	0.1%

●未遂歴の有無（平成29（2017）年～令和3（2021）年）

本町における自殺未遂歴のあった者の割合は17.6%と、全国及び県の割合を下回っています。

未遂歴	あり	なし	不詳
総数（町）	17.6%	64.7%	17.6%
総数（県）	20.1%	65.3%	14.6%
総数（国）	19.4%	62.3%	18.3%

3 こころの健康に関するデータ

自殺に対する調査によると、特に中高年男性の自殺者においては、死の直前に飲酒量が増加する、飲酒した状態で自殺企図に至っているなど、自殺に際してのアルコールの有害使用が少なからず認められることがわかっています。睡眠不足についても、うつ病の症状である可能性もあり、自殺との関連が認められているところです。

例えば、飲酒が不眠や抑うつ気分の解消のために有用だという話を聞くことがありますが、このことは誤った認識であり、アルコールの摂取により思考の範囲が狭まり、自暴自棄な結論を導き出しやすく、抗うつ剤の効果を弱めてしまい、前よりも気分が落ち込み悪化させてしまい、自殺のリスクを高めてしまうことがあります。飲酒により眠りに落ちる時間が早まるものの、浅い眠りが続くために睡眠不足に陥り、このことがストレスとなってうつ病を発症し、自殺のリスクを高めてしまうこともあります。

自殺対策の観点からも、アルコールについての正しい認識について周知していくとともに、有害使用についての対策を積極的に実施していく必要があります。

(※有害使用・・・アルコール依存症までには至っていないが、飲酒により精神的または身体的健康が損なわれた状態)

●飲酒の割合

本町における飲酒の割合は 36.6%となっており、全国平均の 47.6%及び県平均の 44.7%のいずれも下回っています。

	毎日飲酒	時々飲酒	上記合計
平成28年度（町）	19.7	17.5	37.3
令和3年度（町）	19.5	17.1	36.6
令和3年度（県）	24.0	20.7	44.7
令和3年度（国）	25.5	22.1	47.6

出典：国保データベース（KDB）システム

●睡眠の状況

本町における睡眠不足の割合は 25.9%となっており、全国平均の 24.5%及び県平均の 23.9%、いずれも上回っています。

	平成28年（町）	令和3年度（町）	令和3年度（県）	令和3年度（国）
睡眠不足	24.4	25.9	23.9	24.5

4 優先すべき対象

「新上五島町地域自殺実態プロファイル 2022（JSCP 2022）」では、推奨される重点パッケージとして、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が選定されています。

また、過去5年間の年代別自殺者・自殺死亡率から見て取れるように、60代～70代が高くなっています。

以上のことから

本町において優先すべき対象を『高齢者』とし、本計画の中心に位置づけます。

第3章

自殺対策における取り組み

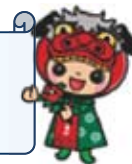
1 基本理念

自殺の多くは、個人の自由な意思や選択によるものではなく、失業・長時間労働・多重債務など、様々な社会的要因により、心理的・精神的に追い込まれた末の死であり、自殺を図った人の多くは、うつ病等の精神疾患にかかっていると言われています。自殺は、特定の人だけの問題ではなく、すべての人に起こりうる問題です。

このため町では、住民一人ひとりが、うつ病等の精神疾患を正しく理解し、かけがえのない命を守ることの大切さを認識し、更に様々な社会的要因の見直し等に関係機関等が連携して取り組むことにより、住民がつながり、支え合い、自分らしく生きる喜びが実感でき、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指し、計画の理念を次のとおり設定します。



ふれあいとやさしさで
生きる力が深化するまちしんかみごとう



2 基本目標

住民一人ひとりが、命の大切さについて理解し、自殺のない町を目指します。

長期目標	年間自殺者数が0人となる
短期目標	・自殺を身近な問題として捉え、こころの不調のサインについて理解できる ・気軽に支援者又は支援機関に相談できる ・認知症やうつ病予防対策について、福祉保健対策推進協議会で町の方向性を整理し、関係する支援機関がつながる ・飲酒の頻度の減少及び睡眠不足の減少に努める

3 自殺対策に対する取り組み

1. 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえて、以下の6つを自殺対策の基本方針とします。

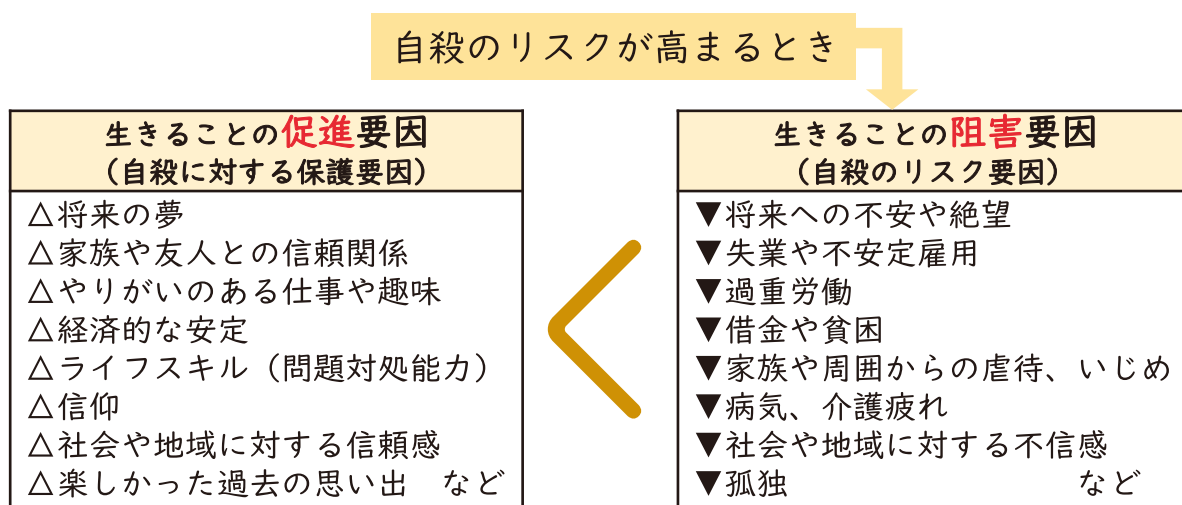
- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 地方公共団体・関係団体・民間団体・企業及び住民の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

（１）生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取り組みのみならず、地域において生きる支援に関連するあらゆる取り組みを総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



※NPO法人ライフリンク講演資料より

（２）関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

様々な悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、様々な分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

（３）対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」等、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、３つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取り組み」として、学校において児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

(5) 地方公共団体・関係団体・民間団体・企業及び住民の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町だけでなく、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして住民一人ひとりと連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

計画の基本理念である「ふれあいとやさしさで生きる力が深化するまち しんかみごとう」の実現に向けて、住民一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取り組みを進めていく必要があります。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することがないように、関係機関等と連携し、共通認識のもと自殺対策に取り組む必要があります。

2. 施策の体系

本町の自殺対策「生きることの包括的な支援」を推進するため、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においてすべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本町における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」を施策の体系と定めます。

5つの基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みです。これらの施策を強力に、かつ連動させて総合的に推進することで、本町における自殺対策の基盤を強化します。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取り組み」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い施策群となっています。

3つの重点施策は、本町における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活問題や勤務・経営問題等に焦点を絞った取り組みです。それぞれの課題や対象者に関わる様々な施策を結集させて、全庁一体的な取り組みとして対策を推進していきます。

自殺対策施策の体系

5つの基本施策	1. 地域におけるネットワークの強化	(1)地域におけるネットワークの強化 (2)特定の問題に関する連携・ネットワークの強化
	2. 自殺対策を支える人材の育成	(1)住民に対する研修 (2)様々な職種を対象とする研修 (3)学校教育に関わる人への研修
	3. 住民への啓発と周知	(1)リーフレット等の作成と周知 (2)メディアを活用した啓発活動
	4. 生きることの促進要因への支援	(1)自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 (2)居場所づくり (3)自殺未遂者への支援 (4)遺された人への支援 (5)支援者への支援 (6)心の健康づくり推進
	5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	(1)SOSの出し方に関する教育の実施

3つの重点施策	1. 高齢者の自殺対策の推進	(1)高齢者向けの支援に関する啓発の推進 (2)ゲートキーパー養成講座実施または、受講推奨及び、高齢者や介護者との接点を活かした見守りとなぎ (3)高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進 (4)高齢者を支援する家族等への支援の提供
	2. 生活困窮者支援と自殺対策の連動	(1)生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及び必要な人材の育成 (2)必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取り組みの強化 (3)多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備
	3. 勤務・経営問題による自殺対策の推進	(1)自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化 (2)現状や対策についての周知・啓発活動の強化

3. 5つの基本施策

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ・町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、町長を本部長とした「いのち支える自殺対策推進本部」を定期的に開催します。
- ・役場組織外の関係機関並びに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、様々な関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、福祉・保健・医療・教育等の関係機関や専門家等を構成員とする自殺防止のための協議会を開催します。
- ・地域の見守りや様々な相談の受け皿となり得る地域のつながりの基盤である郷長（区長）及び駐在員に自殺対策に関する研修の受講や、郷長（区長）・駐在員会議の議題で自殺対策を取り上げるなど、郷及び行政区毎に自殺対策に関する取り組みについて働きかけることを足がかりに、地域における自殺対策の具体的な取り組みや連携の方法を検討します。

(2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

- ・自殺対策と生活困窮者自立支援事業の連携を強化し、生きることの困難感や課題を抱えた住民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整えます。

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働、地域など、様々な分野等において、悩み、自殺を考えている人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談につなぎ、見守る役割を担います。

(1) 住民に対する研修

- ・ゲートキーパーを養成するための講座を住民向けに開催し、身近な地域で支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。
- ・地域ミニデイサービス、高齢者見守りネットワーク等に参加するボランティアや、日頃から地域住民への見守り活動等に尽力している民生委員・児童委員、子どもの登下校を見守るボランティア等に対しても、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めます。

(2) 様々な職種を対象とする研修

- ・庁内における窓口業務や家庭訪問など、早期発見の役割を担う職員の人材育成及び全庁的な連携を図るため、eラーニングも積極的に活用し、管理職を含めた全職員がゲートキーパー養成講座を受講できるよう工夫します。
- ・人権相談、心配ごと相談、障がい者相談等の各種相談員や母子保健推進員等の各種委員に対してゲートキーパー養成講座を行い、支援へのつながりを強化します。

(3) 学校教育に関わる人への研修

- ・教育委員会等と協力し、全教職員が受講する研修で、自殺予防に関する取り組みについて検討します。

【基本施策3】住民への啓発と周知

(1) リーフレット等の作成と周知

- ・こころの健康や借金問題、家庭や学校などの悩み毎にまとめた無料相談窓口案内リーフレットの配布を行い、相談窓口の周知を図ります。
- ・地域福祉センター、子育て支援センター、生活館、公民館、図書館等の公共施設で、啓発資料の掲示やリーフレット、カード等の設置を行います。
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、住民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、全国自殺予防週間（9月10日～16日）等における各種啓発活動を展開します。また、自殺や精神疾患に対する偏見を取り除くため、関係機関で連携し、正しい知識の普及を図ります。

(2) メディアを活用した啓発活動

- ・町広報紙や公式ホームページ、公式LINE等により、自殺対策強化月間や自殺予防週間にあわせて、自殺対策関連の情報を掲載することにより、住民への施策の周知と理解の促進を図ります。また、自殺の要因となる健康問題や経済・生活問題などに関する情報や各種相談窓口等の情報を一元的に提供します。

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

- ・民生委員・児童委員による相談活動や見守り活動を通じて、様々な課題を抱えた対象者の早期発見と対応に努めます。
- ・悩みのある児童生徒や保護者については、学校や家庭と連携し、相談窓口の紹介や支援の提供等を実施します。
- ・様々な課題のある児童生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけるなどして課題解決への対応に努めます。
- ・児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有、継続的な見守り活動などを通じて、児童虐待の発生予防に取り組みます。
- ・DV被害者への支援、相談対応において必要な場合には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。
- ・障がいのある方の相談は障害者相談支援事業所と連携し、緊急時は、「障害者地域生活支援拠点」において、24時間365日の緊急相談や緊急的な一時受け入れを行います。
- ・要介護認定を受けていない被虐待高齢者等を養護老人ホーム等へ入所させて保護します。

(2) 居場所づくり

- ・町内で活動しているNPO法人等と連携し、日中の居場所の創出や情報提供を行います。

(3) 自殺未遂者への支援

- ・保健所や医療機関等からの連絡を受け、関係機関へ連絡し、自殺未遂者の支援を行います。

(4) 遺された人への支援

- ・遺族等に対して相談窓口や勉強会、講演会等の情報提供に努めます。

(5) 支援者への支援

- ・介護者や家族等支援者への相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。
- ・保護者に対する相談機会の提供を通じて、支援者への支援強化を図ります。

(6) 心の健康づくり推進

- ・地域において、講演会や教室等を開催し、心の健康づくりを推進します。
- ・心身の健康増進への取り組み、ストレスの対処法や自殺、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めます。

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

- ・児童・生徒向けの「SOSの出し方に関する教育」について、近年、小中高生の自殺者数が増加傾向にあることから、教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修等の取り組みを進めます。
- ・長崎県が作成・配布した自殺予防教育教材「晴れないところに気づいたら」などを活用し、小中高校において「SOSの出し方に関する教育」及び「自殺予防教育」を実施します。

4. 3つの重点施策

【重点施策Ⅰ】高齢者の自殺対策の推進

(1) 高齢者向けの支援に関する啓発の推進

- ・地域の交流事業に参加する高齢者に対して、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。
- ・高齢者の福祉保健サービスに関する施策及び健康づくりのポイントや介護予防に関するリーフレット等に、生きる支援に関する相談窓口の情報等を掲載することで、高齢者に対する相談先情報の周知を図ります。
- ・認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターや、高齢者等の見守りを行っている見守りネットワークの協力員に、生きる支援に関するリーフレット等を配布することで、地域の相談先に関する情報の周知を図ります。
- ・民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、各家庭に対して生きる支援に関する相談先が掲載されたリーフレット等を必要に応じて配布することにより、相談先の情報周知を図ります。

(2) ゲートキーパー養成講座実施または、受講推奨及び、高齢者や介護者との接点を活かした見守りをつなぎ

- ・一人暮らし高齢者等に対する配食サービスの提供にあたる職員及びボランティアに対して、ゲートキーパー養成講座の受講推奨を行います。
- ・高齢者からの相談等に応じる福祉相談員及び生活支援を行う職員等に対し、ゲートキーパー養成講座の案内ならびに受講の推奨を行います。
- ・見守り支援員等登録ボランティアに対し、ゲートキーパー養成講座の受講の推奨を行うことで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。
- ・認知症の人や家族と接する支援者に対して、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、自殺対策の意識づけや理解の促進を図ります。
- ・世代間交流の促進等を通じ、地域住民のつながりの強化を図り、悩みを抱えている高齢者を早期に発見できる地域の仕組みを整えます。
- ・一人暮らし高齢者等の情報を民生委員へ提供し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見に繋がります。
- ・一人暮らし高齢者等に対する配食サービスの提供機会を活かし、高齢者の見守りや状態把握に努めるとともに、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。
- ・安心通報システムや福祉電話等を利用している一人暮らし高齢者等の安否確認等を通じて、問題の早期発見や他機関へのつなぎ等を図ります。
- ・支援の必要な在宅高齢者に対する、介護保険サービス・障害福祉サービス等による個別支援の提供機会を活かし、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応に努めます。
- ・地域包括支援センターにおいて、保健師等が総合的な相談に対応し、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応を図ります。

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

- ・高齢者が地域コミュニティにおいて、他者と繋がることで、安心と充足を感じながら過ごすとともに、心身の健康保持、増進に繋がるような高齢者向けの「居場所活動」の開設・提供に努めます。
- ・高齢者自身が居場所活動の運営の担い手となり、高齢者の活躍の場を増やすことにより生きがいの獲得に繋がるよう支援します。

- ・様々な世代の地域の住民が高齢者に関心を持つとともに、交流を通じた高齢者の生きがいづくりを目指し、地域における世代間のふれあい交流の促進を図ります。
- ・高齢者向けの各種講座や教室等の開催し、高齢者の社会参加を促進するとともに、他の参加者との交流等を通じて、高齢者の生きがいや地域における役割の創出に繋がります。

(4) 高齢者を支援する家族等への支援の提供

- ・地域包括支援センターに設置している「認知症初期集中支援チーム」による、認知症への早期診断・対応に向けた支援を行います。
- ・認知症の人や介護している家族の不安や悩みについて、同じ経験を持つ相談員が対応するとともに、認知症に関する情報提供を行うことにより、支援者の精神的負担を軽減します。
- ・認知症に関する正しい知識や接し方等の講義、介護家族等の介護の不安や負担を軽減するための認知症介護教室や認知症カフェを実施します。教室を通じて、介護者の相互交流を促進し、介護に関する情報を提供することで、介護者の燃え尽きやうつ予防等を図ります。

【重点施策2】生活困窮者支援と自殺対策の連動

- (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化及び必要な人材の育成
- 生活に困っている相談者に対して、その人の状況をよく聴取したうえで、速やかに生活困窮者自立支援相談窓口あるいは生活保護制度による支援につなぐとともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が抱えているリスクに応じて関係機関と連携しながら「生きることへの包括的な支援」を行います。

内 容	関係部署	主な協力関係機関等
各種相談窓口の開設	福 祉 課 健康保険課 住民生活課	社会福祉協議会 上五島保健所 上五島福祉事務所
健康相談（こころとからだ）の推進	健康保険課	上五島保健所
多重債務・経済問題等の相談・支援	福 祉 課 住民生活課	社会福祉協議会 上五島保健所 上五島福祉事務所
高齢者の介護等についての相談・支援	健康保険課 地域包括支援センター 福 祉 課	居宅介護支援事業所

- (2) 必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取り組みの強化
- ・税金等の未納・滞納者に対する納税相談や徴収の過程で、当事者が抱える問題に早期に気づき、支援に繋げるために、徴収業務の担当課や担当職員に対する研修を行います。
 - ・多重債務に関する相談を受ける機会がある消費者行政相談員にゲートキーパー養成講座の受講を推奨し、多重債務相談と自殺対策関連の相談会を連動させること等を通して、多重債務者に対する支援を強化します。
 - ・問題が深刻化する前に、リスクを抱えこみがちな人との直接・間接の接点、接点のある周囲の人によって、早めに相談につながるような方策を検討します。
 - ・経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会をとらえ、支援につながるきっかけ作り（相談先の紹介、引継ぎ）を行います。
 - ・地域で生活困窮状態に陥ってリスクを抱えた人の存在に早めに気づき、相談につなげる仕組み作りについて、国の地域共生施策の動向も踏まえながら検討を進めます。
 - ・子どもの貧困対策実態調査の分析結果をもとに、リスクを抱えた家庭が早めに相談につながれるよう方策を検討します。

- (3) 多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」のための基盤整備
- ・事例検討会の開催等を通じて、必要なケースについては、関係各課、関係機関と連携し、ケース検討や会議を実施し、連携のあり方に関する基本認識を共有と支援の方向性について検討します。

【重点施策3】勤務・経営問題による自殺対策の推進

- (1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の強化
- ・勤務・経営問題（過労やパワハラ、職場の人間関係等）による自殺のリスクを低減させる取り組みとして、労働者や経営者を対象とした相談やストレスチェックの推進、経営者・管理者を対象とした研修等の開催を行います。
 - ・勤務・経営問題による自殺が町の自殺実態プロフィールにおいて優先して対策を行うべき重点分野とされていることを踏まえて、労働者・経営者を主な対象とした自殺対策に資する、専門家による相談会を開催します。
 - ・職場での労使間のトラブル等に関して、解決に向けた助言や専門的な相談先である長崎労働局五島駐在事務所等の労働相談先の案内等を行います。
- (2) 勤務・経営問題の現状や対策についての周知・啓発活動の強化
- ・自殺対策担当課による勤務・経営問題をテーマとした研修会や啓発キャンペーンを実施します。
 - ・中小規模企業の労働者の健康管理を推進するため、町内企業における健診実施率の向上を目指した取り組みを推進します。また、こころの健康度チェック票等を活用し、うつ病の早期発見に努めます。
 - ・町の広報紙、テレビ・ラジオ等の媒体を活用し、町や関係機関の取り組みについて周知を行います。

第4章 自殺対策の推進体制等

I 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次のとおりとし、毎年度、取り組み状況を取りまとめて、必要に応じて、その進捗状況を検証・評価し、『自殺対策推進協議会』『自殺対策推進本部』に報告の上、取り組みについての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

	目標	検証指標	目標値
長期	年間自殺者数が0人となる	人口動態統計調査に基づく自殺者数	0人
短期	自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できる	ゲートキーパー養成講座受講者(職員)の理解度	70%以上
	気軽に支援者又は支援機関に相談できる	町民への啓発と周知の進捗状況	100%
	認知症やうつ病予防対策について、福祉保健対策推進協議会で町の方向性を整理し、関係する支援機関がつながる	地域におけるネットワーク強化の進捗状況	100%
	飲酒の頻度の減少及び睡眠不足の減少に努める	特定健診・特定保健指導データに基づく飲酒頻度及び睡眠状況	飲酒の割合 37%以下 睡眠不足の割合 24%以下

	施策分野	評価指標	目標値
基本施策	地域におけるネットワークの強化	新上五島町福祉保健対策推進協議会のち支える自殺対策推進本部会議	年1回以上 年1回以上
	自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座数の増加 ①役場職員 ②地域住民	職員の70%以上 地域住民の5%以上
	住民への啓発と周知	自殺予防週間、自殺対策強化月間、地域の相談機関について ・町広報紙・公式HPでの啓発 ・SNSを活用した啓発 ・リーフレットの作成・配布	年2回以上 年2回以上 2000部
	生きることの促進要因への支援	民生委員・児童委員等の活動の充実 ・ゲートキーパー養成講座受講 ・相談窓口へつなげることができる	受講者が 定数の80%以上 年間相談1件以上
	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	SOSの出し方に関する教育 教職員等への講座受講	年1回の開催

	施策分野	評価指標	目標値
重点施策	高齢者の自殺対策の推進	人口動態統計調査に基づく60歳以上の自殺者数	年間自殺者 0人
	生活困窮者支援と自殺対策の連動	庁内関係部署を通じた相談窓口への相談件数	年間 5件以上
	勤務・経営問題による自殺対策の推進	町内企業等へのメンタルヘルス対策活動の推進 ・チラシ、パンフレットの配付 ・相談会、講演会の開催	年2回以上



成年後見制度利用促進計画

第2次（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的・位置づけ

成年後見制度は平成12(2000)年に発足し、平成28(2016)年に成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行されました。本法律をもとに、平成29(2017)年3月には、国の『成年後見制度利用促進基本計画』が策定され、市町村においても地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとなり、本町においても、令和2(2020)年3月に『第1次新上五島町成年後見制度利用促進計画』(以下「前計画」という。)を策定しました。

本町では、令和4年4月に地域連携ネットワークの中核機関として、成年後見制度利用促進「権利擁護センター」を設置し、町と地域包括支援センターを中心に、町社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」と連携し、権利擁護施策を実施しています。

今回、上位計画である『地域福祉計画』の改定に合わせ、また、国の『第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度』(以下、「国の第二期計画」という。)の内容を踏まえて、関連する施策を総合的・計画的に推進するため、『第2次新上五島町成年後見制度利用促進計画』を策定します。

なお、本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画に位置づけます。

2 国の第二期計画の概要

国の第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実等を更に進めることとされています。

成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。

国は第二期計画において、優先して取り組む事項として次の5つを挙げています。

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立の適切な実施と成年後見利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

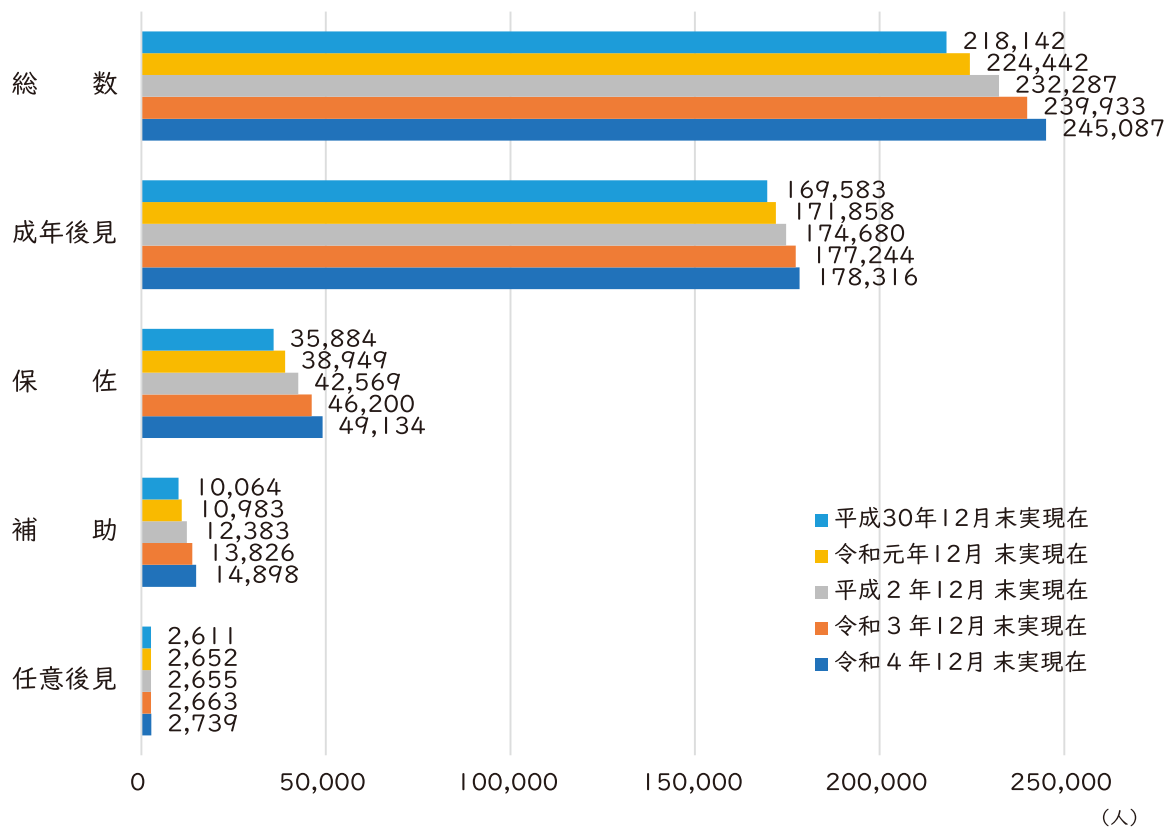
第2章 成年後見制度をとりまく状況

I 全国の状況

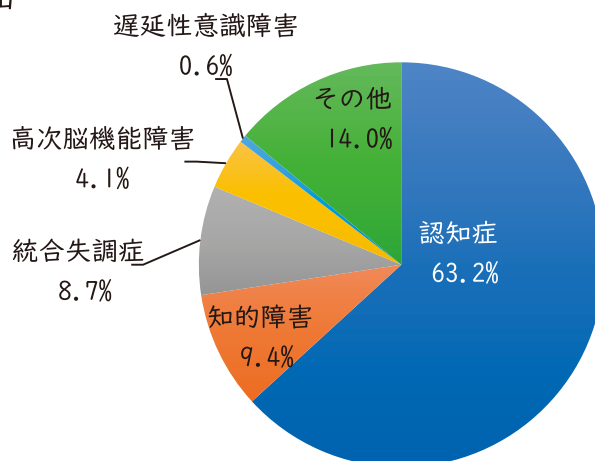
令和4（2022）年12月末日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で245,087人、どの類型においても毎年増加が続いています。

利用開始の理由としては、認知症が最も多く全体の約63.2%を占め、次いで、知的障害、統合失調症の順となっています。

（資料）成年後見制度の利用者数の推移

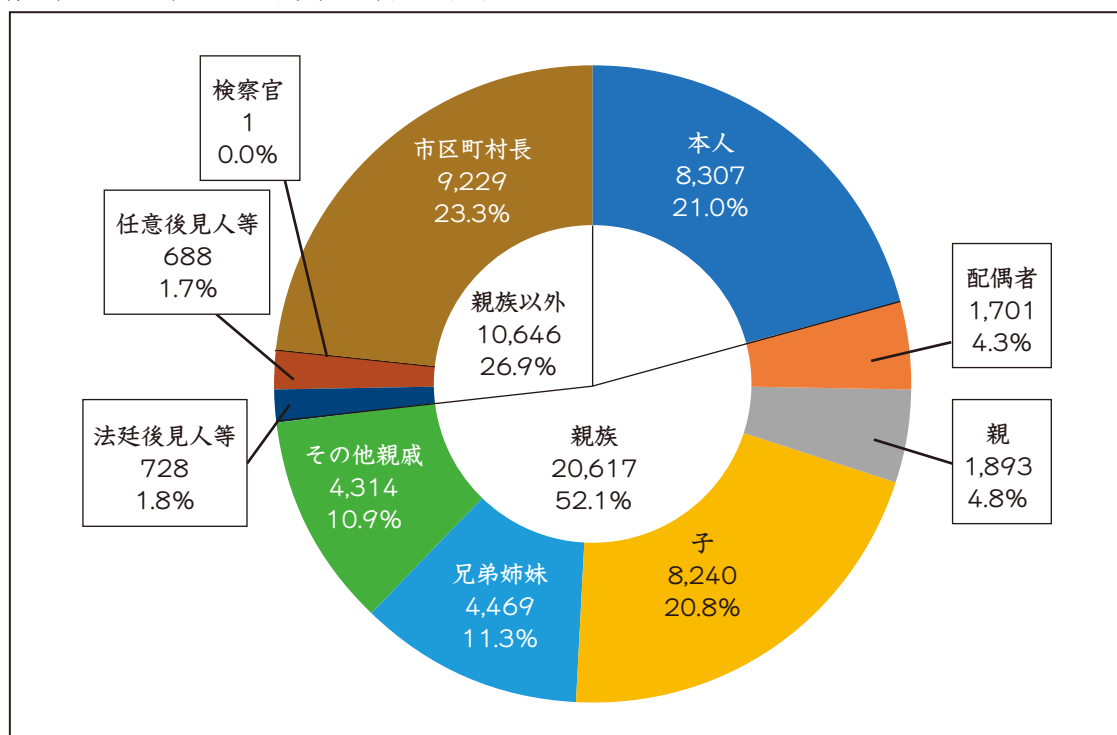


（資料）成年後見制度の利用開始の理由



申立人については、市区町村長が最も多く 9,229 件で、全体の約 23.3%（対前年比約 0.5%増）を占め、次いで本人、子の順となっています。

（資料）申立人と本人との関係別件数・割合



2 町の状況

（1）人口構成（高齢者数）の推移

本町の総人口は、令和 5（2023）年 8 月末時点で 17,254 人です。

平成 30（2018）年と比較すると、5 年間で 2,116 人の減少となっています。年齢別区分で見ると、0～14 歳の年少人口は 405 人の減少、15～64 歳までの生産年齢人口は 1,679 人の減少となっています。65 歳以上の老年人口も 262 人減少していますが、総人口に占める構成比は平成 30（2018）年の 39.9%から 44.6%に増加しています。

（2）障がい者手帳所持者数の推移

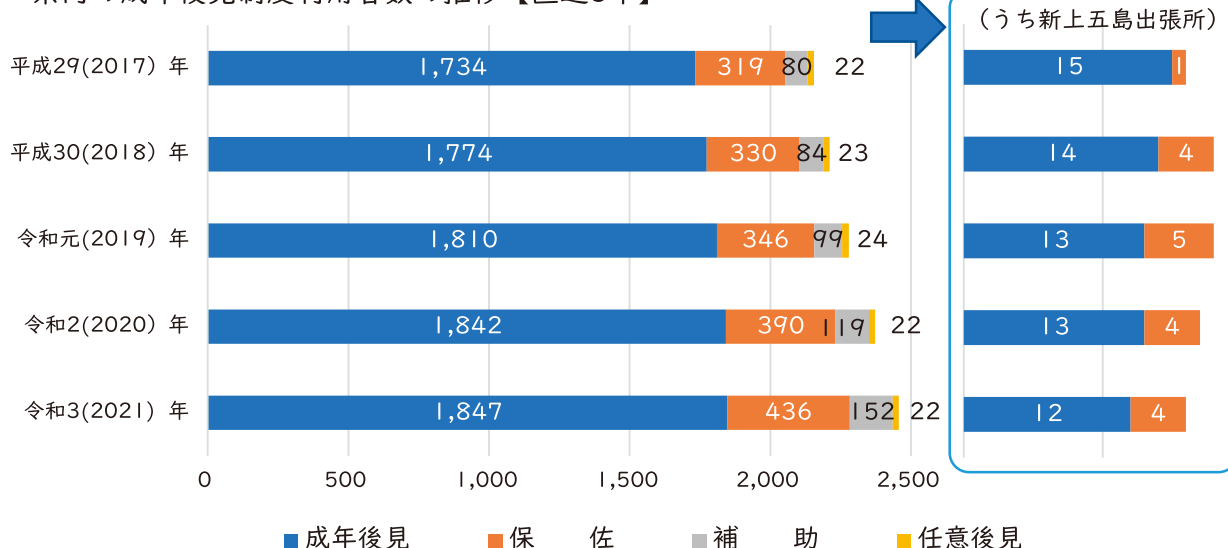
障がい者手帳等の所持者数は、全体的には減少傾向にあります。しかしながら、精神保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。

(3) 成年後見制度利用者数の推移

長崎県内の利用者数は、年々増加しています。中でも、保佐・補助の類型については、後見の類型と比較すると増加率が高くなっています。

長崎家庭裁判所新上五島出張所内を見ると、全体的には減少傾向にありますが、保佐の類型は近年増加しています。

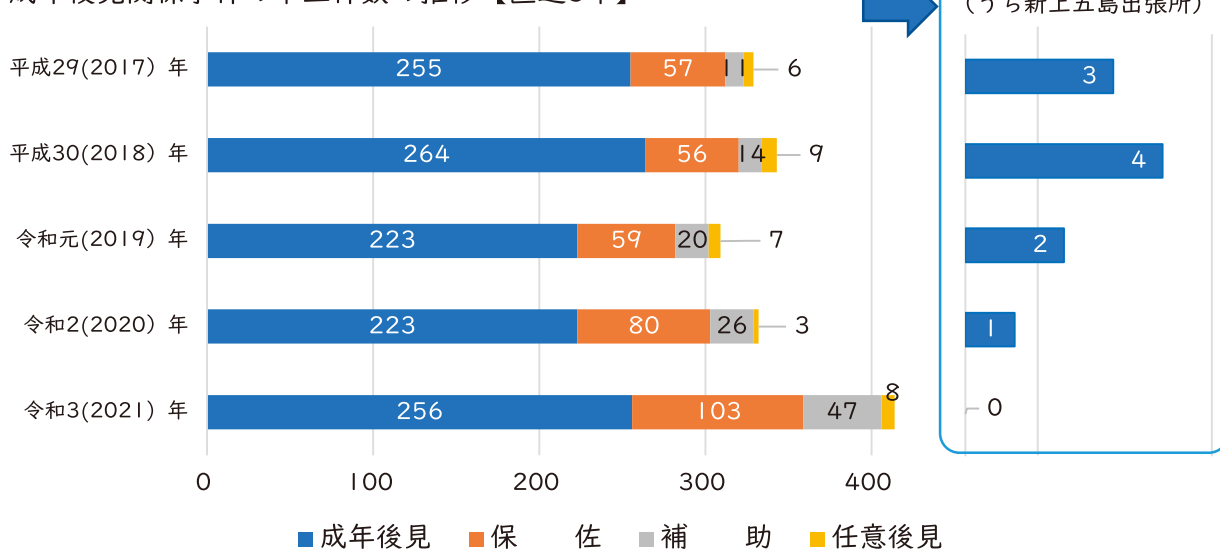
県内の成年後見制度利用者数の推移【直近5年】



(4) 申立件数の推移

県全体でも年々、申立ての件数は増加しています。長崎家庭裁判所新上五島出張所内では、平成29年(2017)年は3件、平成30(2018)年は4件、令和元(2019)年は2件、令和2(2020)年は1件の申立てが行われています。

成年後見関係事件の申立件数の推移【直近5年】

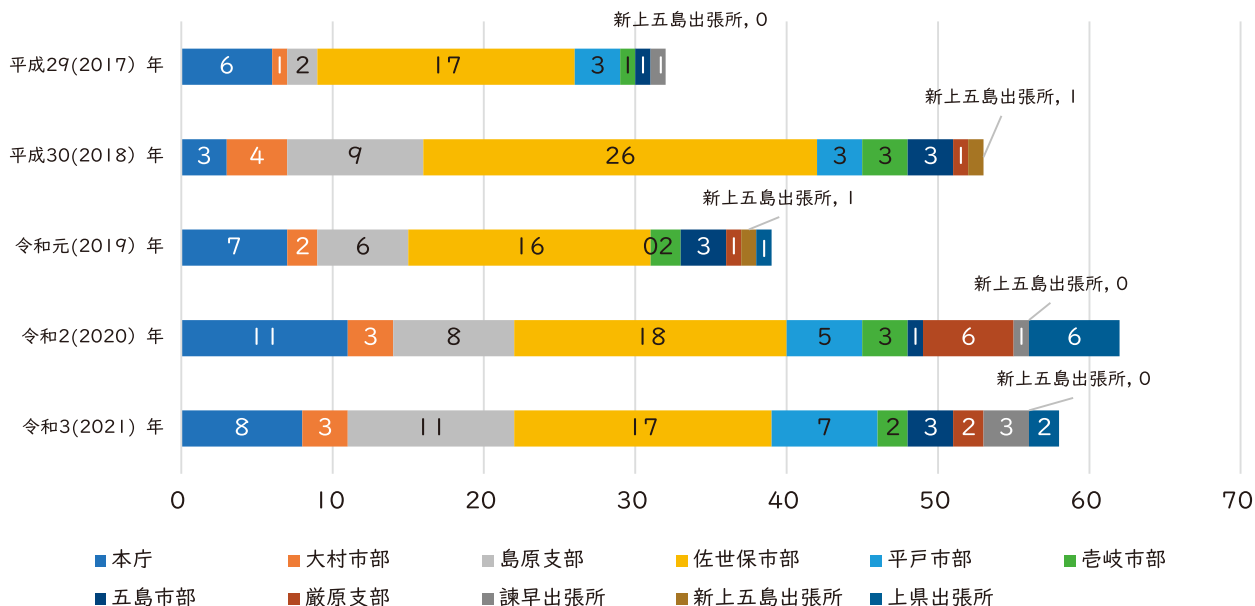


社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 「令和4年度成年後見制度に関する実態把握調査結果」より

（５）市町村長による申立て件数の推移

長崎県全体では、年々増加傾向にあります。町においては、平成 30（2018）年と令和元（2019）年にそれぞれ 1 件の申立てがありました。

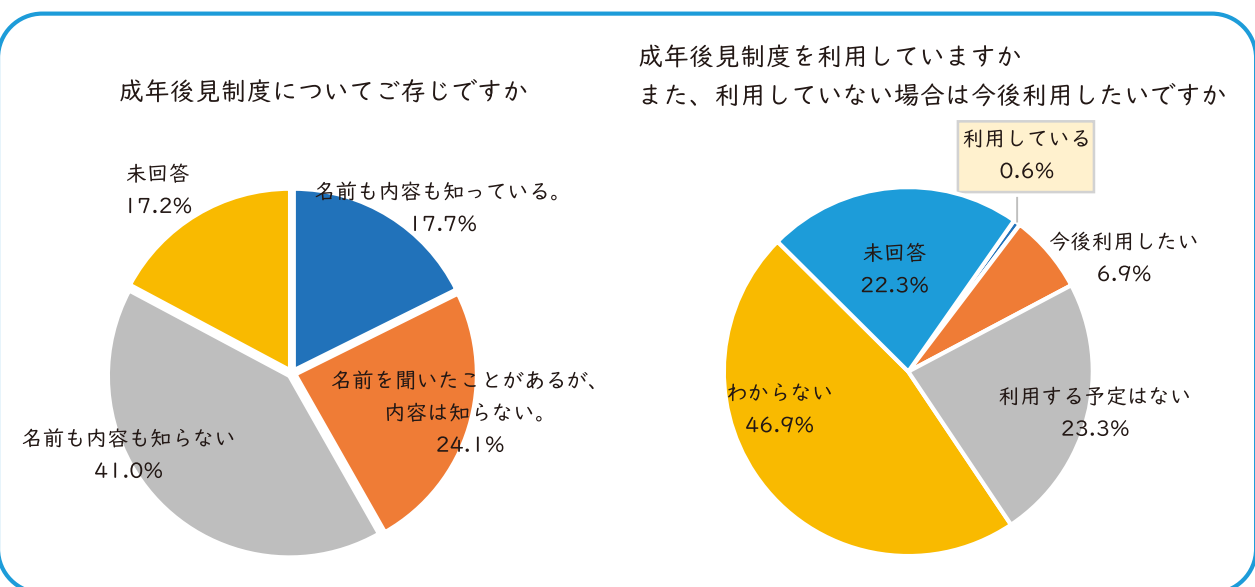
直近5年における市町村長申立件数の推移（本庁、支部、出張所ごと）



（６）町内における成年後見制度の認知度

令和 5（2023）年に実施した「障がい者福祉計画策定にかかるアンケート」の「成年後見制度についてご存じですか」、「成年後見制度を利用していますか、利用していない場合は今後利用したいですか」という設問に対して、「制度の内容を知っている」と答えた方は、全体の 17.7%であり、「内容を知らない」と答えた方は全体の 65.1%となっています。

また、「利用している」、「今後利用したい」を答えた方は全体の 7.5%となっており、認知度の低さが制度利用に繋がっていない大きな要因であると考えられます。



（アンケート 対象者：町内の 18 歳以上の障害者手帳（身体・療育・精神）、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者計 1,484 名 回答数 651）

第3章 基本方針と基本目標

1 基本方針

新上五島町総合計画の基本姿勢の1つに『安心して魅力ある「定住のしま」』が掲げられています。本計画の推進は、基本姿勢を目指す取り組みに繋がります。

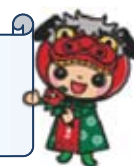
基本方針として、地域共生社会の実現という目的に向けた本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けます。

権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援のほか、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を目的に、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができます。

新上五島町総合計画 基本姿勢1



安心して魅力ある「定住のしま」
～分野2 人を大切に 人を守るまちづくり～



2 基本目標

成年後見制度の利用促進は、どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳ある本人らしい生活を継続することができるよう体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。

本計画の推進にあたり、地域共生社会の実現に向け、高齢であっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目標とします。



3

取り組みの全体像

1. 中核機関の運営及び連絡協議会の設置運営

- (1) 中核機関の円滑な運営
- (2) 連絡協議会の設置

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

- (1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の構築
- (2) 権利擁護支援のための本人を中心としたチームの形成支援

3. 権利擁護支援を進める機能の充実

- (1) 広報機能の充実（関係機関を優先した周知啓発と講座等の実施）
- (2) 相談機能の拡充
- (3) 受任者調整（マッチング）等の支援
- (4) 町長申立の適切な実施
- (5) 成年後見制度利用支援事業の拡充

4. 担い手の育成及び支援

- (1) 市民後見人の育成及び支援
- (2) 法人後見人の育成
- (3) 親族後見人への支援
- (4) 専門職後見人への支援

1. 中核機関の運営及び連絡協議会の設置運営

(1) 中核機関の円滑な運営

- ・福祉課と地域包括支援センターが連携し、地域連携ネットワークの中核機関として「権利擁護センター」を運営します。
- ・障がい福祉・介護保険事業者・福祉関係者及び司法等関係者を含む連絡協議会を開催し、地域連携ネットワークの構築を図ります。
- ・相談対応、成年後見等申立の支援等を行います。

(2) 連絡協議会の設置

- ・地域連携ネットワークの推進のため、連絡協議会を設置します。また、権利擁護センターが事務局の役割を担います。
- ・連絡協議会では、年1回の定例会議で課題共有や情報交換を行うほか、研修会・相談会を随時開催します。
- ・権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、支援へつなげるために、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。

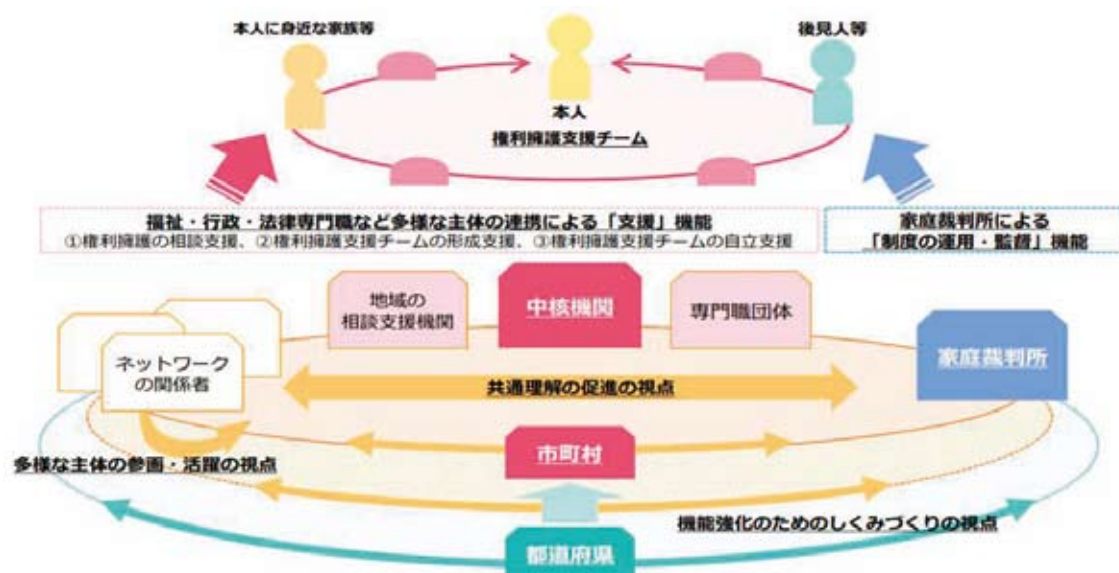
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の構築

- ・中核機関として「権利擁護センター」を設置しましたが、認知度が低く、福祉関係機関や金融機関等からの相談が少ない状況です。成年後見制度の相談窓口として認知されるように、特に金融機関と医療福祉関係者への周知・啓発活動に取り組みます。パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。
- ・関係機関の連携が円滑にとれるよう、連絡協議会の会議のほか、町と社会福祉協議会の連絡会議を定期的に行います。
- ・住民及び関係者を対象とした講演会、研修会を開催します。
- ・町が実施する出前講座や認知症サポーター養成講座、エンディングノート講座などを活用し、権利擁護支援について周知を図ります。

(2) 権利擁護支援のための本人を中心としたチームの形成支援

- ・成年後見の受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう検討します。
- ・意思決定についての支援者が支援チームへ参加することの必要性について、ケアマネジャー、相談支援専門員等を含めサービス提供関係機関に周知します。



3. 権利擁護支援を進める機能の充実

(1) 広報機能の充実（関係機関を優先した周知啓発と講座等の実施）

- ・制度が必要な人へ情報を届けるには、まずは福祉関係機関や金融機関、民生委員等の関係者の「気づき」が必要です。そのため、関係者への周知・啓発活動を優先的に取り組みます。
- ・パンフレットの更新のほか、配布先の新規開拓や方法の見直しを行います。

(2) 相談機能の拡充

- ・権利擁護センターの認知度向上のため、特に金融機関と医療福祉関係者等への周知・啓発活動を優先的に取り組みます。
- ・権利擁護センターの担当職員（福祉課、地域包括支援センター）と日常生活自立支援事業の担当者（社会福祉協議会）との定例会を開催し、権利擁護支援に関する相談の情報共有と日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について対応していきます。
- ・権利擁護センターでは、他機関や住民から受けた相談について、必要に応じてアセスメントを実施し、福祉関係者と協力して適切な支援につなげます。

(3) 受任者調整（マッチング）等の支援

- ・中核機関として関係機関からの相談に対応し、アセスメントや申立支援を行います。
- ・住民等からの相談に対応し、親族申立のための申立書作成、家庭裁判所への定期報告作成等についての支援や専門職等の紹介などを行います。
- ・受任者調整（マッチング）等について、連絡協議会において、仕組みや調整方法を協議し、体制の構築を図ります。
- ・受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう検討します。

(4) 町長申立の適切な実施

- ・成年後見制度を必要としながら申立権者がいない人について、支援の必要が生じた際に迅速に対応できるよう、中核機関及び町の関係部署での連携強化を図ります。
- ・町長申立について基準や仕組み等を検討します。

(5) 成年後見制度利用支援事業の拡充

- ・制度の利用を促進し、かつ実態にあった助成となるよう、対象者の基準を分かりやすく整理し、報酬助成額の改定や申立費用の助成等の対象者の拡大や助成のあり方を検討します。

4. 担い手の育成及び支援

(1) 市民後見人の育成および支援

- ・長崎県社会福祉協議会が実施する「市民後見人養成研修」等に協力し、受講者は日常生活自立支援事業の支援員として活動できるよう支援します。

(2) 法人後見人の育成

- ・町内においては、後見人等を担う専門職等が限られているため、法人による「法人後見」の可能性について検討します。
- ・長崎県社会福祉協議会が進める、市町村社会福祉協議会における「法人後見」の推進について支援します。

(3) 親族後見人への支援

- ・親族申立のための支援を行ないます。また、必要に応じて専門職等を紹介します。
- ・親族後見人に「権利擁護センター」が相談機関であると周知を図ります。

(4) 専門職後見人への支援

- ・町内における専門職は限られているため、連携を図るとともに、専門職後見人の活動を支援します。
- ・受任者調整（マッチング）等の仕組みを構築するにあたり、専門職後見人等が就任前から支援チームへ参加できるよう検討します。

第4章 計画の推進と見直し

1 計画の推進のために

1. 制度の周知

利用者の権利の擁護につながるよう、本計画に基づき、成年後見制度を含めた意思決定支援の趣旨及び制度の内容について、利用者やその家族、また支援を必要とする人たちに接する機会が多い関係機関の職員等に対する周知に努めます。

2. 庁内連携の推進

庁内では権利擁護支援や成年後見制度に関し、各課が持つ相談機能により把握した情報について、情報交換、課題の抽出や共有を行います。

3. 国・県・家庭裁判所との連携

国や県の動向を注視しつつ、家庭裁判所とも連携を図りながら施策を推進します。

制度の運用において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により対処します。

2 計画の点検・評価

本計画の各種施策の進捗把握・点検は地域福祉計画とあわせて行います。



再犯防止推進計画

第2次（令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

第1章

計画の策定にあたって

I 法的根拠・位置づけ・目的

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として策定し、同法第3条に規定された「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」の基本方針並びに、長崎県が令和3年3月に策定した「だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指して」を基本理念とする「長崎県再犯防止推進計画」の内容を踏まえ、本町においても、犯罪や非行をした人達（以下「犯罪をした者等」という。）が円滑に社会復帰できるよう、立ち直りを支える地域の力で支援し、誰一人として孤立することのない明るい地域社会の実現を目指し、関係機関・団体等と連携を図りながら再犯の防止等に関する取り組みの推進を目的としています。

○再犯の防止等の推進に関する法律 ※抜粋

（国等の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 基本方針

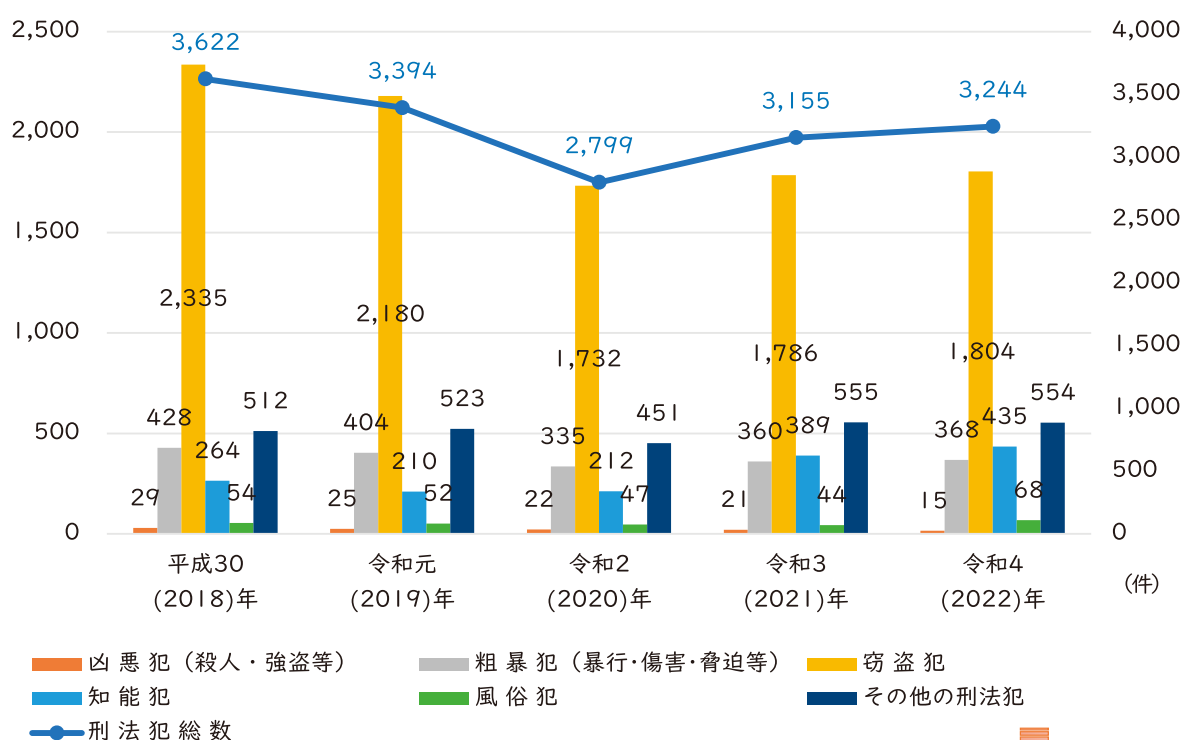
再犯の防止等のためには、犯罪を未然に防止する取り組みに加え、犯罪をした者等が適正な科刑を実現することはもとより、社会復帰をするための支援と地域社会で受け入れるための体制づくりが重要です。

支援が必要な人が地域との関わりの中で生きていく力を身につけていくためには、制度・サービスを継続的に利用することができる環境が必要であり、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを目指すためには、立ち直ろうとする人達を受け入れる地域社会を築くことが必要です。

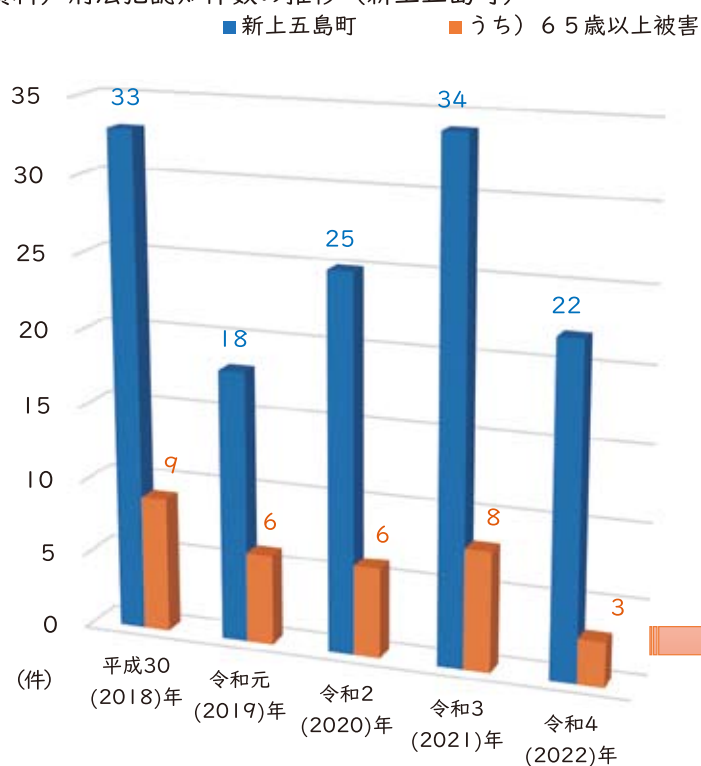
このことから、国、県の再犯防止推進計画を勘案するとともに、町は、犯罪をした者等が地域で孤立することなく、再び地域社会の一員として活動していくため、次の5つを重点課題として取り組みます。

- （1）就労・住居の確保等
- （2）保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- （3）学校等と連携した修学支援の実施等
- （4）民間協力者の活動の促進等
- （5）地域による包摂の推進

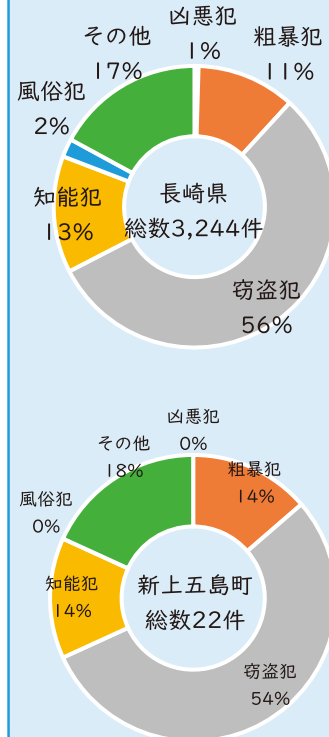
(資料) 刑法犯認知件数の推移 (長崎県)



(資料) 刑法犯認知件数の推移 (新上五島町)



● 刑法犯の認知状況 (令和4(2022)年度)



(参考) 「長崎県の犯罪統計」より (平成30(2018)年~令和4(2022)年)

〈認知件数・・・警察が発生を認知した事件の数〉

第2章 計画の取り組み

I 就労・住居の確保等

法務省の資料（再犯防止推進白書ほか）によると、出所受刑者の2年以内の再入率は平成11年の23.4%をピークに年々減少し、令和2年には15.1%になっています。しかし、令和3年に検挙された者の48.6%が再犯者で、およそ2人に1人が以前にも犯罪をしたことがある者です。

令和3年に刑事施設に再入所した者のうち、再犯時に無職であった者は、全体の72.6%に上っています。仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

また、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内の再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることが明らかとなっています。

適切な就労、帰住先の確保は、再犯防止を図るうえで重要な課題となっています。

（I）就労の確保等

①生活困窮者等への支援

上五島福祉事務所と連携し、生活困窮者自立相談支援事業を通じ、就労についての支援に取り組めます。

②シルバー人材センターの活用

支援対象者が高齢者の場合、シルバー人材センターと連携し、就労を支援します。

③若者サポートステーション等へのつなぎ

若者サポートステーションの支援により、就学や就労に向けた支援を行うことで、ニートやひきこもりにならないよう予防します。

④障がい者等への支援

障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所（就労支援）、関係諸団体等と連携し、障がい者等の就労についての支援を行います。

⑤ハローワークとの情報共有

ハローワークにおいて行われている刑務所出所者等総合的就労支援対策（矯正施設に出向いた職業紹介や保護観察対象者への専門のスタッフによる、職業相談の実施）等について、関係機関と情報共有し、就労支援につなげていきます。

⑥協力雇用主の周知

犯罪等の前歴のために、定職に就くことが難しい保護観察対象者や矯正施設出所者などを雇用し、改善更生に協力する民間雇用主（協力雇用主）についての周知を図ります。

(2) 住宅の確保等

① 町営住宅の情報提供

町営住宅の募集状況について、広報誌や町ホームページ等を活用し、情報提供を行います。

② 障がい者施設への入居の検討

住宅に困窮する障がい者の場合は、グループホーム等への入所の検討を行います。

③ 生活困窮者住居確保給付金の活用

この給付金は、離職等の理由により経済的に困窮し、住宅に住むことが困難となっている生活困窮者で、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対し支給されるものであり、活用について上五島福祉事務所と連携を図ります。

④ 住宅確保要配慮者に対する居住支援

特別な事情を有するため民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することが困難な住宅確保要配慮者に対する居住支援について、調査、検討します。

2

保健医療・福祉サービスの利用の促進等

新受刑者のうち、高齢者や障がいを有する者の割合は増加傾向にあります。

また、高齢者の2年以内再入率は直近の5年間では20.0%前後で推移しており、出所者全体と比べると一貫して高く、知的障がいを有する受刑者は、再入者全体と比べると、再犯に至るまでの期間が比較的短く、刑事施設への入所割合は高い傾向にあることが明らかとなっています。

高齢者や障がいがある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスに円滑につながるよう支援します。

(1) 保健医療・福祉サービスの利用について

支援が必要な人の状況に応じた適切な支援ができるよう、保護司、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等と連携を図り、保健医療・福祉サービスの利用の促進等に努めます。

(2) 重層的相談体制での支援

介護、福祉、保健、医療などの必要なサービスが相談できるように、関係機関が連携して支援します。

(3) 巡回法律相談の利用について

身近な法律相談の機会の提供として、巡回法律相談の利用等を斡旋します。

3 学校等と連携した修学支援の実施等

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっています。

(1) 学校等における非行防止等のための相談・支援

学校における非行防止、薬物乱用防止（薬物乱用の危険性、有害性を正しく認識）の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図るとともに、地域社会における子どもの居場所づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる、子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

また、青少年の非行防止活動、健全育成活動、子ども会活動補助、環境浄化活等を各小学校単位及び、地区単位で行っている町青少年育成協議会との連携を図ります。

(2) 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援

上五島福祉事務所と連携し、生活困窮世帯や生活保護受給世帯等の子どもたちを対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

(3) 社会を明るくする運動及びあいさつ運動の推進

毎年7月の社会を明るくする運動強調月間に中学生弁論大会を実施することで、年少期から本運動に対する理解を深めてもらい、犯罪や非行のない明るい社会を築くための運動を推進します。

また、あいさつはコミュニケーションの基本であり、あいさつを通して児童・生徒の公共心や社会性を醸成していくことは、重要なことと捉えており、町内の各学校等において、あいさつ運動に積極的に取り組んでもらうことで、地域とのつながりを強化するとともにコミュニケーション能力の向上に努めます。

4 民間協力者の活動の促進等

再犯防止、又は罪を犯した人々の社会復帰支援についての理解を深めるため、町と関係団体が主体となり広報・啓発活動を推進します。

(1) 社会を明るくする運動の推進

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

本町でも保護司会、民生委員・児童委員等と協力して、本運動を推進します。

(2) 更生保護関係団体への支援

更生保護活動を行っている保護司会や民間ボランティア団体の活動を支援することにより、犯罪や非行をした人たちの再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

(3) 町広報誌やホームページ等による啓発

犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていくため、町広報誌やホームページ等に「社会を明るくする運動」に関する記事や、「再犯防止啓発月間（7月）」を通じた広報など、町民の関心を高めるための啓発活動に取り組みます。

5 地域による[※]包摂の推進

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく安定した生活を送るためには、地域社会の一員として地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。

（※包摂・・・社会や組織があらゆる人々を受け入れ、差別や排除をなくし、全ての人が平等に参加できる状態）

(1) 矯正施設等との連携

自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、出所後速やかに福祉サービス等の提供ができるよう、長崎県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。

また、関係機関に対し、本町が実施している保健医療、福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

(2) 薬物依存者への支援について

覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年全国で1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっています。薬物依存者は他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取り組みが重要です。

薬物乱用による被害を町民が正しく認識できるよう、普及啓発に取り組みます。

また、長崎県精神保健福祉センター、上五島保健所、関係機関等と情報共有・連携し、上五島地区更生保護サポートセンターの支援に取り組みます。

更生保護ボランティアの紹介



BBS会員の
イルカ兄さん・姉さん



保護司の
クジラ先生



更生ペンギンの
ホゴちゃん・サラちゃん



更生保護女性会員の
オコジョさん



協力雇用主の
アシカ親方

第3章 計画の推進について

1 関係機関・団体との連携強化

国や県、刑事・司法関係機関、保護司会等の関係団体と連携、情報共有しながら、計画の円滑な推進に努めます。

2 庁内関係部署との連携

庁内関係各課と連携し、相互に情報共有等を図りながら、全庁的に計画を推進していきます。

令和 6（2024）年 3 月 発刊

発行：新上五島町

編集：福祉課

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

電 話：0959-53-1111

ファックス：0959-52-3741



新上五島町公式キャラクター



みことちゃん

名前の由来は、(しんか) みごと (う) → みことちゃん。
明るく元気な子どもです。
無形民俗文化財である「上五島神楽」の獅子舞をモチーフに、手には島の花「椿」を持ち、服には「島の見所(教会・鯨・海)」を盛り込んでいます。



あみ〜ご

上五島を代表する「あご(飛魚)」を頭にのせた三毛猫。
「かみごとう」をローマ字表記で「K(amigo)to」。Amigoはスペイン語で「友達」、また、あみ〜ごを分解すると、「あご」と「ミ〜(猫の鳴き声)」となります。三毛の模様は、おなかに島の花・椿を、背中上五島の地図になっています。(若松島はハート模様)